

IV 導入支援制度

次世代自動車導入のための支援対策（中央省庁等・公的金融機関）

●次世代自動車等の導入に対する支援制度一覧表（平成27年度）

	番号	補助制度	対象車種					支援内容	窓口	
			FCV	EV/ PHV	CNG	HV	その他 設備			
補助制度	1	中小トラック運送業者における低炭素化推進事業					●	中小トラック運送業者における先進環境対応型ディーゼルトラックの導入補助	環境優良車普及機構	
	2	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち、物流の低炭素化促進事業（大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業）			●		●	物流事業者等におけるCNG充填施設の整備及び大型CNGトラックの導入の補助（平成27年度は前年度からの継続事業のみを実施）	低炭素社会創出促進協会	
	3	環境対応車普及促進対策事業			●	●		トラック・バス事業者における次世代自動車等の導入又は使用過程車のCNG車への改造への補助	国土交通省	
	4	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速的普及促進事業	●	●			●	トラック・バス・タクシー事業者における電気自動車及び充電施設の導入又は電気自動車への改造への補助	国土交通省	
	5	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	●	●			●	地方公共団体、その他法人及び個人におけるクリーンエネルギー自動車の導入への補助	次世代自動車振興センター	
	6	次世代自動車充電インフラ整備促進事業					●	地方公共団体、その他法人及び個人における充電設備の整備への補助	次世代自動車振興センター	
	7	水素供給設備整備事業費補助金					●	法人、個人事業者（地方公共団体含む）における水素供給設備の整備及び新規需要創出活動への補助	次世代自動車振興センター	
	8	地域再エネ水素ステーション導入事業					●	地方公共団体、民間団体及びその他の法人における再生可能エネルギー由来の水素ステーション導入への補助	環境省	
税制上の優遇措置	1	自動車重量税の時的免除・軽減措置	●	●	●	●	●	環境性能に応じて自動車重量税を時的に免除・軽減	—	
	2	自動車取得税の時的免除・軽減措置（新車）	●	●	●	●	●	環境性能に応じて自動車取得税を時的に免除・軽減	—	
		中古車の取得に係る特例（自動車取得税）	●	●	●	●	●	中古車の取得の際、環境性能に応じて課税標準から一定額を控除する特例措置	—	
	3	低公害車に係る自動車税・軽自動車税の軽減措置（自動車税・軽自動車税のグリーン化）	●	●	●	●	●	平成27年度末までに低公害車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税・軽自動車税を軽減する等	—	
	4	グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置		●		●	●	●	低公害車や急速充電設備等の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置	—
	5	低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置					●	●	燃料供給設備の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置	—
6	排出ガス規制基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置					●	●	2014年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）の取得に係る固定資産税の課税標準の特例措置	—	
財政投融资制度	1	㈱日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資		●	●	●	●	●	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資	㈱日本政策金融公庫
	2	㈱日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資		●	●	●	●	●	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資	

（注意）FCV：燃料電池自動車、EV：電気自動車、PHV：プラグインハイブリッド自動車、CNG：天然ガス自動車、HV：ハイブリッド自動車
 その他：水素自動車、クリーンディーゼル自動車、オフロード車（建設機械等）、低燃費かつ低排出ガス認定車、ポスト新長期規制適合車などを指す。

※詳細は、p.133~139の対応箇所参照。

●次世代自動車の導入に対する補助制度（平成 27 年度）

(1) 中小トラック運送業者における低炭素化推進事業	
目的	長期経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進し、トラック輸送における CO ₂ 排出削減を図る。
対象者	トラック運送業者（中小事業者に限る。）
補助対象	先進環境対応型ディーゼルトラック
補助率	大型車 100 万円、中型車 70 万円、小型車 40 万円（定額補助）
問合せ先	一般財団法人 環境優良車普及機構 電話：03-5341-4577

(2) 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち、物流の低炭素化促進事業 （大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業）	
目的	大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデルの構築に係る事業計画を策定し、これに基づく車両及び設備導入経費を補助することにより、中距離貨物輸送を担う大型トラック輸送の低炭素化を図る。（平成 27 年度は前年度からの継続事業のみを実施）
対象者	一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、大型 CNG トラック用天然ガス燃料供給設備を導入する者、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業、団体
補助対象	大型 CNG トラック、大型 CNG トラック用天然ガス燃料供給設備
補助率	導入費用の 1/2（上限 1 億円）
問合せ先	一般社団法人低炭素社会創出促進協会 http://lcspa.jp/

(3) 環境対応車普及促進対策事業	
目的	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の推進を図ることが重要であることから、自動車運送事業者の次世代自動車（CNG 自動車、ハイブリッド自動車）の導入を支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	(1) CNG トラック・バス、ハイブリッドトラック・バス (2) 使用過程車の CNG 車への改造
補助率	(1) 車両本体価格の 1/4 以内又は通常車両価格との差額の 1/3 以内（※） ※経年車の廃車を伴う新車購入の場合については通常車両価格との差額の 1/2 以内 (2) 改造費用の 1/3 以内
問合せ先	国土交通省 自動車局 バス車両の導入：環境政策課 電話：03-5253-8111（ex.42533） トラック車両の導入：貨物課 電話：03-5253-8111（ex.41322）

(4) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業	
目的	電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う自動車運送事業者等に対し、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入を重点的に支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む）及び充電施設の導入
補助率	(1) 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む） ※電気自動車への改造も含む バス：車両本体価格の 1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の 1/3 ※燃料電池車：車両本体価格の 1/2 (2) 充電施設 バス：車両本体価格の 1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の 1/3
問合せ先	国土交通省 自動車局環境政策課 電話：03-5253-8111（ex.42533）

(5) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	
目的	クリーンエネルギー自動車の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等）の導入
補助率	同格のガソリン車との差額から、車種ごとに設定された一定額を引いた額の1/1もしくは2/3以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-3503-3782

(6) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業	
目的	次世代自動車用充電器の設置に対する補助等の事業を行うことにより設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	充電設備の設置（急速充電設備、普通充電設備）
補助率	本体価格及び設置工事費の2/3もしくは1/2以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-5501-4415

(7) 水素供給設備整備事業費補助金	
目的	燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を進めることにより、燃料電池自動車の普及による早期の自立的な市場を確立し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図る。
対象者	法人、個人事業者（地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む。連名を含む。）
補助対象	水素供給設備一式（オンサイト方式、オフサイト方式、移動式など）、設計・工事・経費等一式、新規需要創出等活動支援費一式
補助率	整備事業：補助対象経費の1/2（又は定額）と補助上限額を比べて低い金額 新規需要創出活動支援事業：定額
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-5501-1562

(8) 地域再エネ水素ステーション導入事業	
目的	再エネ由来の水素ステーションを導入することで、低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進を図る。
対象者	地方公共団体、民間団体及びその他の法人
補助対象	再生可能エネルギー由来の水素ステーション一式（再エネ由来の発電設備、土工費含む）
補助率	補助対象経費の3/4
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351（内線 6577）

●次世代自動車の導入に対する税制上の優遇措置制度（平成 27 年度）

(1) 自動車重量税の軽減措置（エコカー減税）		
制度内容	<p>・平成 27 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの間に新車新規検査を受けた場合に、環境性能に応じて自動車重量税を時限的に免除・軽減。</p> <p>※ 1 「免税」が適用された後の初回継続検査等（2 回目車検）についても「免税」が適用。</p> <p>※ 2 平成 27 年度税制改正により減税対象外となる自動車のうち、適用期間中に新車新規登録等を受ける「平成 27 年度燃費基準達成車」を取得する場合に限り、本則税率を適用（1 回限り）。</p>	
措置内容	<p>○電気自動車（燃料電池自動車を含む）</p> <p>○天然ガス自動車</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車</p> <p>・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車</p> <p>○乗用車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車</p> <p>○軽量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車</p> <p>○中量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ガソリン車に限る。）</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ディーゼル車に限る。）</p> <p>○重量車</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車</p>	免除 ※ 1
	<p>○乗用車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +10% 達成車</p> <p>○軽量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車</p> <p>○中量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。）</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ガソリン車に限る。）</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。）</p> <p>・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ディーゼル車に限る。）</p> <p>○重量車</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車</p> <p>・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車</p>	75% 軽減
	<p>○乗用車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準達成車</p> <p>○軽量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車</p> <p>○中量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。）</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。）</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。）</p> <p>・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。）</p> <p>○重量車</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車</p> <p>・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車</p>	50% 軽減
	<p>○乗用車・軽量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車</p> <p>○中量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。）</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。）</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車に限る。）</p> <p>・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。）</p> <p>○重量車</p> <p>・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車</p> <p>・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車</p>	25% 軽減
	<p>○乗用車・軽量車</p> <p>・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車</p>	本則税率 ※ 2
<p>(注)</p> <p>・乗用車：ガソリン乗用車</p> <p>・軽量車：車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック</p> <p>・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック</p> <p>・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック</p> <p>・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車</p> <p>・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車</p>		

(2) 自動車取得税の軽減措置（エコカー減税）

	制度内容	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新車を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を時限的に免除・軽減。	
新車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 	免除
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +10% 達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 	80% 軽減
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 	60% 軽減
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車・軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 	40% 軽減
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車・軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 	20% 軽減

中古車	制度内容	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減	
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	45 万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +10% 達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	35 万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準達成車 ○軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	25 万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車・軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	15 万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車・軽量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 	5 万円控除
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車：ガソリン乗用車 ・軽量車：車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 			

(3) 自動車税の軽減措置（グリーン化特例）		
制度内容	平成28年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車（燃料電池自動車を含む） プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車（ポスト新長期規制（NOx）10%低減） クリーンディーゼル乗用車 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車（平成32年度燃費基準達成車に限る） 	概ね75%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車（平成32年度燃費基準未達成） ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 	概ね50%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン車又はLPG車：13年超 ディーゼル車：11年超 ※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車のみ）、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く。 	概ね15%重課
	(注) ・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車	

(4) 軽自動車税の軽減措置（グリーン化特例）		
制度内容	平成28年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について初めて車両番号の指定を受ける場合、翌年度1年間の軽自動車税を軽減。また、初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車については、経過した年度の翌年度以降の軽自動車税を重課。	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車（燃料電池自動車を含む） 天然ガス自動車（ポスト新長期規制（NOx）10%低減） 	概ね75%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 ○軽貨物車 <ul style="list-style-type: none"> ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+35%達成車 	概ね50%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車 ○軽貨物車 <ul style="list-style-type: none"> ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成 	概ね25%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> 初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車 ※電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車のみ）、メタノール自動車、被けん引車を除く。 	概ね20%重課
	(注) ・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車	

(5) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置	
制度内容	プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（トラック・バス）、電気自動車、急速充電設備の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置
措置内容	青色申告を行う個人事業者又は法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に上記の対象設備を取得し（補助制度による取得を除く）、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> 普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却 基準取得価格の7%相当額の税額控除（資本金1億円未満の法人等に限る。）

(6) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置	
制度内容	燃料供給設備（天然ガス、水素）の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置
措置内容	・平成28年度末までに取得した設備の最初の3年間の課税標準を2/3 （天然ガステーション：4,000万円以上・水素ステーション：1億5,000万円以上）

(7) 排出ガス規制基準に適した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置	
制度内容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）における2014年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）のうち、新基準適用開始日（定格出力が130kW以上560kW未満のものは平成27年9月30日）前までに取得する際の固定資産税の課税標準の特例措置
措置内容	・最初の3年間の課税標準を1/2

●次世代自動車の導入に対する融資制度（平成 27 年度）

(1) (株) 日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資	
融 資 対 象	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に定める中小企業者であって、環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>① 低公害車の取得 ハイブリッド自動車：4 億円までは特別利率②。4 億円超は基準利率。 天然ガス自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）：基準利率</p> <p>② ポスト新長期規制適合車の取得：4 億円までは特別利率②。4 億円超は基準利率。</p> <p>③ 第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車（軽油を燃料とし定格出力が 37KW 以上 560KW 未満で 2006 年基準適合表示が付されたものを除く。）の取得：4 億円までは特別利率②、③又は基準利率。4 億円超は基準利率。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 56KW 以上 130KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特別利率③、 ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 19KW 以上 56KW 未満で 2011・2014 年基準適合表示が付されたもの：特別利率② ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 130KW 以上 560KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特別利率② ・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械又は「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき燃費基準達成建設機械に認定された建設機械：特別利率② ・基準適合表示の付された特定特殊自動車について、担保を徴しない場合には、平成 28 年 3 月 31 日までに貸付契約を行うものに限る、0.4%を控除するものとする（ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする）。 <p>※貸付限度額：7 億 2,000 万円（直接貸付）、1 億 2,000 万円（代理貸付）</p>
問 合 せ 先	<ul style="list-style-type: none"> ・相談センター 電話：0120-154-505 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html

(2) (株) 日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資	
融 資 対 象	環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>① 低公害車の取得：特利 B 又は基準利率 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）</p> <p>② ポスト新長期規制適合車の取得：特利 B</p> <p>③ 第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得：特利 B、C 又は基準利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 56KW 以上 130KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特利 C ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 19KW 以上 56KW 未満で 2011・2014 年基準適合表示が付されたもの：特利 B ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 130KW 以上 560KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特利 B ・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械又は「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき燃費基準達成建設機械に認定された建設機械：特利 B <p>※貸付限度額：7,200 万円</p>
問 合 せ 先	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資金相談専用ダイヤル 電話：0120-154-505 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html

次世代自動車導入のための支援（地方公共団体）

●補助制度

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象（車両・燃料供給施設等）	補助対象者	補助率・補助限度額等
北海道	札幌市	札幌市次世代自動車購入等補助制度	新品として年度内に購入されるもので、市内で使用される以下の設備 ①次世代自動車 ・事業者が自らの事業に4年間以上使用する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（緑ナンバーのみ）、天然ガス自動車 ・市民が5年間以上使用する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 ②燃料供給設備 ・一般利用可能なものとして事業者が設置し8年以上使用する、次世代自動車用の充電設備又は天然ガス充電設備 ・市民が設置し8年以上使用する、電気自動車と共に導入するV2H充電設備	・市内で1年以上同一事業を営む事業者（個人事業主を含む） ・市民 ・上記事業者または市民に次世代自動車をリースする自動車リース事業者 ※使用者は市税の滞納のない者に限る	①国等が公示する一般車種との差額の1/10 なお、平成11年度以前に初度登録車を年度内に抹消登録する場合、補助額の1/2を追加 ②本体購入価格の1/3 ※補助金上限額はそれぞれ以下のとおり ①:30万円（V2Hと共に導入されるEVのみ35万円） ②:事業者30万円、市民25万円
	幌延町	幌延町電気自動車等導入促進補助金	電気自動車及び電気自動車用充電設備の購入	町民（個人）	電気自動車 車両本体価格の1/6 充電設備 本体価格の1/3
青森県	七戸町	クリーンエネルギー促進事業費補助金	①電気自動車（EV）、プラグ・イン・ハイブリッド車（PHV） ②EV・PHV家庭用充電設備	七戸町民、町内事業者	①車両価格の10分の1、限度額103千円 ②設備費用の5分の4、限度額103千円
岩手県	葛巻町	エコ・エネ総合対策事業費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車の購入費用	町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人	車両本体価格の1/20以内（上限5万円） ※千円未満の端数は切り捨て
	岩手町	電気自動車普及促進事業費補助金	電気自動車（ハイブリット車を除く）	町民または町内事業者	車両本体価格（税抜き）の5%、上限10万円 （町内共通商品券による交付）
	金ケ崎町	金ケ崎町ハイブリットカー購入補助金	町内で生産されたハイブリットカーで新規登録されたもの。ただし、リース契約によるものは除く。	個人及び事業者。新規に対象自動車を購入し、新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有する者。対象自動車の使用の本拠の位置が町内であること。	1台につき5万円を交付。個人は1人あたり1台、事業者は1業者あたり1台。
宮城県	仙台市	仙台市低床バス車両等導入事業補助金	○環境対応車（CNGバス、優良ハイブリッドバス）の導入	市内を運行するバス路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	次のいずれか少ない額で、かつ国庫補助額を限度とし、市長が定める額。 ・環境対応車導入経費の1/4 ・通常価格との差額の1/3
	大衡村	万葉クリーンエネルギーカー導入促進事業補助金	ハイブリット車、プラグインハイブリット車、電気自動車（平成27年4月1日以降に新規登録した車両）	新車登録時点において1年以上大衡村に在住している個人。世帯員に村税等の滞納がない者。	村内に所在する工場で生産された補助対象車両 6万円 軽自動車（補助対象車両） 2万円 それ以外の補助対象自動車 3万円 ※新規登録した日から2か月以内が必要。 ※1人1回限り
茨城県	つくば市	クリーンエネルギー自動車購入補助	①電気自動車【EV】 ②プラグインハイブリット車【PHV】 ③ピークトゥホームシステム【V2H】 ④ミニカー	個人（市民）	①100,000円 ②50,000円 ③100,000円 ④10,000円
	神栖市	電気自動車普及促進事業補助金	電気自動車・電気自動車急速充電設備	家庭・事業所	電気自動車：税抜き車両本体価格の1/10で上限20万円 電気自動車急速充電設備：税抜き設備本体価格1/5で上限75万円
	美浦村	美浦村地球温暖化対策機器設置等補助金	電気自動車 プラグインハイブリッド車	村内在住の者	電気自動車：1台あたり10万円 プラグインハイブリッド車：1台あたり5万円
栃木県		栃木県電気自動車等充電設備設置事業費補助金	普通充電設備（スタンド型のみ）の設置・リース	日光市、那須塩原市又は那須町等で旅館業等を営む者その他知事が適当と認めるもの	国庫補助金等を控除した額の1/3以内。 上限額は20万円。
		栃木県電気自動車等導入事業費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入・リース	日光市、那須塩原市又は那須町等で旅館業等を営む者その他知事が適当と認めるもの	一般車との差額から国庫補助金を控除した額。 上限額は42万5千円。
栃木県	足利市	足利市電気自動車購入費補助金	四輪自家用電気自動車の購入（リースは対象外）	市民	5万円/台
	佐野市	佐野市電気自動車購入支援補助金	・四輪以上の電気自動車（PHV等は対象外） ・リースの場合は、普通自動車及び小型自動車にあつては6年以上、軽自動車にあつては4年以上のリース契約であること	市民	3万円/台

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
栃木県	日光市 日光市電気自動車等充電設備設置費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターの次世代自動車充電インフラ整備促進補助金の補助対象設備として指定された充電設備を新たに設置する場合 ①急速充電器の設置 ②普通充電器の設置 ※不特定多数の者の利用に供することができること	市内に事業所を有し、1年以上業務を継続している法人または個人(自動車製造又は販売業者並びに電気供給事業者を除く)で、市税及び公共料金の滞納がない者	①本体価格及び設置工事費の合計額(税抜)の1/6 上限50万円 ②本体価格及び設置工事費の合計額(税抜)の1/6 上限10万円
	日光市 日光市住宅用電気自動車等充電設備設置費補助金	電気自動車等に充電するための充電設備(充電コンセント等)で、入力電力が200Vの充電設備の新たな設置	市内に住所を有する個人・法人でEV・PHVを新たに取得又はリースし、自らの使用のために設置する者で、市税及び公共料金の滞納がない者	本体価格及び設置工事費の合計(税抜)から他の補助金等を控除した額の1/2 上限5万円
	小山市 小山市クリーンエネルギー自動車購入費補助金	・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル自動車	・市内の自動車販売店にて対象自動車を新車購入した者 ・車検証に登録した日において、引続き6ヶ月以上住民基本台帳に登録されていた者 ・市税等の滞納がない者	電気自動車3万円、それ以外は2万円
	大田原市 大田原市クリーンエネルギー自動車購入費補助金	次の要件を全て満たすもの ①クリーンエネルギー自動車(電気自動車、燃料電池車及びプラグインハイブリッド自動車)の新車であること。 ②エンジンで発電した電力を車両外部に供給できる機能を有すること(プラグインハイブリッド自動車に限る)。 ③使用の本拠の位置が市内であること。	次の要件を全て満たす方 ①市内に住所を有する方 ②自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方	1台当たり10万円 ※補助金の交付は1人1台まで
群馬県	みなかみ町 みなかみ町電気自動車等充電設備設置費補助金	電気自動車等の充電設備の設置 (1)200Vの普通充電設備(100Vの普通充電設備は不可) (2)急速充電器(中速充電器を含む)	町内の宿泊事業者および観光振興に資する事業者	設置する充電設備の購入費及び設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の全部。ただし、補助金の上限は4万円。
	明和町 明和町低公害車購入費補助金	電気自動車(PHV含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車(平成26年度購入分まで) ※低公害車を新規登録してから1年以内に申請すること	低公害車を自ら使用するために購入した個人で、引き続き1年以上明和町内に住所を有している者	一台につき、車両本体価格(※値引き後)の2パーセントに相当する額 限度額5万円
埼玉県	さいたま市 さいたま市低公害車普及促進対策補助金	①天然ガス自動車の導入(含改造) ②優良ハイブリッドバス(定員11人以上)・トラック(車両総重量3.5t超)※緑ナンバーのみ	市内に使用の本拠を置く補助対象車両を導入する者	【補助対象経費】 補助対象車両の本体価格と通常車両本体価格との差額(CNGの改造にかかる必要経費) 【上限額】 ①補助対象経費の1/4(幼稚園バスは1/2)以内 ②バス:40万円 トラック:(最大積載量4t以上):40万円 トラック:(最大積載量4t未満):20万円
	さいたま市 さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金	①四輪車以上の電気自動車で、搭載している電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの ②四輪車以上のプラグインハイブリッド自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であるもの ③四輪車以上の燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの	・市内に使用の本拠を置くこと ・市内に住所を有する個人、さいたま市内に事務所又は事業所を有する法人、もしくはこれらの個人又は法人へ補助対象車両のリースを行うリース事業者	①電気自動車:7万円 ②プラグインハイブリッド自動車:5万円 ③燃料電池自動車:50万円
	さいたま市 さいたま市ハイパーエネルギーステーション整備事業費補助金	電気自動車用充電器、発電設備及び蓄電設備の設置	市内の事務所又は事業所において、不特定多数の者が利用できる急速充電器又は普通充電器を設置し、災害時においても充電等が行える施設とする事業者	本体価格及び設備工事費の合計額(税抜)の1/3 上限700万円
	さいたま市 さいたま市ハイパーエネルギーステーションS整備事業費補助金	水素供給設備の設置	市内の事務所又は事業所において、不特定多数の者が利用できる水素供給設備を設置する事業者又は個人で、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う水素供給設備整備事業費補助金の交付決定を受けた者	本体価格及び設備工事費の合計額(税抜)の1/4 上限9,000万円
	さいたま市 さいたま市低公害車普及促進対策補助金	①天然ガス自動車の導入(含改造) ②優良ハイブリッドバス(定員11人以上)・トラック(車両総重量3.5t超)※緑ナンバーのみ	市内に使用の本拠を置く補助対象車両を導入する者	【補助対象経費】 補助対象車両の本体価格と通常車両本体価格との差額(CNGの改造にかかる必要経費) 【上限額】 ①補助対象経費の1/4(幼稚園バスは1/2)以内 ②バス:40万円 トラック:(最大積載量4t以上):40万円 トラック:(最大積載量4t未満):20万円

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
埼玉県	熊谷市	熊谷市低公害・低燃費軽自動車導入奨励事業補助金 平成26年4月2日～平成27年4月1日に新車登録をし、平成27年度熊谷市軽自動車税の対象となる(1)～(4)いずれかの軽自動車 ※自動車販売業者等が有する販売用自動車は除く。 (1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド自動車 (4)低公害・低燃費車 「平成17年以降の排出ガス基準より75%以上軽減車(★★★★)」のうち次のいずれかに該当する軽自動車 ア.平成22年度燃費基準25%向上達成車以上 イ.平成27年度燃費基準達成車以上	対象軽自動車の平成27年度熊谷市軽自動車税を完納した納税義務者で、申請時点において継続して対象軽自動車を所有又は使用しており、熊谷市税等を完納している方	対象軽自動車1台につき、それにかかる平成27年度熊谷市軽自動車税納付済額。なお、対象者一人(一人)につき10台分を限度。	
	行田市	行田市電気自動車等導入費補助金 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の導入	市民、市内に本社、支社又は事業所を有する法人	【補助額】 一律10万円	
	所沢市	所沢市スマートエネルギー補助金(家庭用)	エコカー(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)の購入・リース ※中古品又は自作品でないもの ※リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの	次の要件を全て満たすもの ①自らが居住する市内の住宅に補助対象事業を実施する者 ②補助金の申請時又は実績報告時に所沢市に住民登録されている者 ③補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない者 ④同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車：一律10万円 燃料電池自動車：一律50万円 ※三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合には補助金額の20%を加算する。 ※市内事業者と契約を結び、その事業者から領収書等の発行を受けられる場合には、補助金額の10%を加算する。
		所沢市スマートエネルギー補助金(事業者用)	【補助対象事業に係る要件】 補助対象項目を2項目以上実施する事業で、かつ、補助対象項目に係る補助対象経費の合計が100万円以上(税込)である事業 【エコカーに係る補助対象項目及び補助対象項目の対象要件】 ・エコカー(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の購入・リース ※中古品又は自作品でないもの ※補助金の交付の申請をうけた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ※リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの ・エコカー充電設備(急速充電器、普通充電器、充電コンセント)の設置 ※中古品又は自作品でないもの ※補助金の交付の申請をうけた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ※リース契約の場合には、8年以上の契約期間を設けているもの ※不特定多数の利用が可能であるもの(急速充電器のみ)	次の要件を全て満たすもの ①自らが事業を営む市内の事業所に、補助対象事業を実施する個人又は法人 ②埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者 ③補助金の申請時、実績報告時に市税の滞納がない者 ④同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者 ⑤個人にあつては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者。 ※平成27年度内に契約から納車又は工事完了までを完了する者が対象 ※補助対象項目を2項目以上実施する事業で、かつ、補助対象項目に係る補助対象経費の合計が100万円(税込)である事業	補助対象経費の5分の1(上限額200万円) ※「所沢市企業立地支援条例」に基づく認定を受けた事業の場合には、上限額を100万円加算する。
		東松山市	東松山市電気自動車等導入補助金 電気自動車、プラグインハイブリッド、電動バイク(第1種電動原付2輪・4輪)の導入・リース	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び市内に本社または事業所がある法人。 上記の市民及び事業者等に貸与する自動車リース業者 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車1台につき15万円 プラグインハイブリッド自動車1台につき10万円 電動バイク1台につき3万円
	上尾市	上尾市省エネ対策推進奨励金 電気自動車または、電動バイクの購入(リース契約含む)	上尾市内に住所を有し、かつ市税を滞納していないもの	電気自動車購入費用の1/2か5万円のいずれか少ない額 電動バイク購入費用の1/2か1万円のいずれか少ない額	
	草加市	草加市地球温暖化防止活動補助金 次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車)	①実績報告書提出時において、住民基本台帳に記載されている者 ②市税を滞納していないこと	1件10,000円	
	戸田市	戸田市電気自動車等導入費補助金 次世代自動車、電気自動車用充電設備、V2Hの導入	個人、事業者	EV(15万円)、PHV(10万円)、FCV(50万円)、V2H(5万円)、電気自動車用充電設備(導入費用の1/3。上限50万円)	
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市電気自動車等普及促進事業奨励金 ①電気自動車の導入(新車)に伴う当該電気自動車の充電設備の設置及び備品の購入 ②電気自動車の導入(新車)	市民及び市内事業者	①上限10万円 ②定額 7万円 いずれもつるがしま元クーポン券にて交付	
	杉戸町	次世代自動車普及促進対策補助金 次世代自動車の導入	個人	1件50,000円	

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
千葉県	千葉市	低公害ごみ収集車導入事業	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス自動車 ハイブリッド自動車 	市から一般廃棄物の収集若しくは運搬の委託を受けた者又は一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者	①補助率 補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との差額の1/3 ②補助限度額 30万円/台
		低公害車導入事業	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガスバス ハイブリッドバス 使用過程にあるディーゼル車を天然ガスバスに改造した車両 天然ガストラック ハイブリッドトラック 使用過程にあるディーゼル車を天然ガストラックに改造した車両 	国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金(環境対応車導入事業)交付要綱」に定める補助対象事業者であり、かつこの補助金の交付を受ける者	①補助率 補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との差額の1/3 なお、使用過程にあるディーゼル車の天然ガス自動車への改造については、当該改造に要する経費(ただし、当該改造に要する経費には、使用過程にあるディーゼル車の天然ガスバス又は天然ガストラックへの改造に付随して生ずる洗浄等の経費は含めないものとする。)の1/3 ②補助限度額 <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスバス(小型バスを除く):200万円/台 天然ガス小型バス:100万円/台 ハイブリッドバス:100万円/台 天然ガストラック:30万円/台 ハイブリッドトラック:30万円/台
	松戸市	松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金	<ul style="list-style-type: none"> 車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証における燃料の種類が「電気」と記載されているもの 車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「その他」と記載されかつ備考欄に「燃料 水素」と記載されているもの。 	1.電気自動車又は燃料電池自動車(新車に限る。)を購入又は賃貸借(リース)すること。 2.自動車検査証において、使用者の住所及び使用の本拠の位置が松戸市内であること。 3.自動車検査証に新規登録された日から起算して6カ月以内であること。 4.住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者又は市内に事業所を有し、事業を営んでいる事業者であること。 5.市税を滞納していないこと。 6.松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する〔事業者にあつては、事業者の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、又は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者、個人事業者である場合にあってはその者をいう。)が〕暴力団員等でないこと。	電気自動車:1台につき30,000円 燃料電池自動車:1台につき50,000円
		松戸市燃料電池自動車用水素供給設備設置費補助金	市内において、一般社団法人次世代自動車振興センターから「水素供給設備整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)交付規程」に基づく「水素供給設備整備事業費補助金交付決定通知書」の交付を受けた事業を行うこと。	1.市税を滞納していないこと。 2.松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する(事業者にあつては、事業者の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、又は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者、個人事業者である場合にあってはその者をいう。)が)暴力団員等でないこと。	燃料電池自動車用水素供給設備設置に要した費用(税を除く。)とし、300,000円を超える場合は300,000円。
東京都	東京都民営バス事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助	都が定める優良ハイブリッドバスで、都内に使用の本拠地を置く車両	バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 補助率:車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額:2,500千円 	
	東京都一般貨物自動車運送事業者等に係る低公害・低燃費車導入促進補助	都が定める優良ハイブリッドトラックで、都内に使用の本拠地を置く車両	<ul style="list-style-type: none"> 都内に事務所を有する中小企業、個人事業者で、一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者 前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率:車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額:最大積載量4t未満164千円、最大積載量4t以上571千円 	
	東京都民間事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助	圧縮天然ガス(CNG)自動車(車両総重量3.5t以下の車両を除く)	都内の中小企業	車両総重量8t超 200千円 車両総重量3.5t超8t以下 100千円	
	東京都ハイブリッド塵芥車導入促進補助	ハイブリッド塵芥車で、都内に使用の本拠地を置き、最大積載量が4t未満で自家用に供される車両	<ul style="list-style-type: none"> 都内に事務所又は事業所を有する中小企業及び個人事業者で、産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を現に受けている事業者 前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率:通常車両との価格差の1/2 ※通常車両との価格差:国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」で定める額 補助限度額:最大積載量4t未満390千円 	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
東京都	分散型電源として活用可能な次世代自動車の普及促進事業	【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 都が定める外部給電が可能な電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車、都内を使用の本拠とすること 【ピークル・トゥ・ビルシステム】 都が定めるピークル・トゥ・ビルシステムで、補助対象者が事業を営む都内の建物において設置し、補助対象自動車と当該建物との間で電力を相互に供給するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・都内に事務所又は事業所を有する中小事業者、個人事業者 ・前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	<p>【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：(一社)次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/2 ・補助限度額：電気自動車 250千円、プラグインハイブリッド自動車 200千円 <p>【ピークル・トゥ・ビルシステム】</p> <p>1システムあたり100千円(助成対象自動車を2台以上購入し、助成対象自動車と同時申請の場合に限る) 参照URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/energy/tochi_energy_suishin/promotion/electric.html</p>	
	燃料電池自動車導入促進事業	燃料電池自動車(平成26年12月26日から平成28年3月31日までの間に初度登録された自動車)であって、自動車検査証における使用の本拠と所有者の住所が都内にあること。	<ul style="list-style-type: none"> ・都内に事務所又は事業所を有する民間事業者(大企業を含む)及び個人 ・前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程に基づき算定する補助金交付額の2分の1の額	
	燃料電池自動車用酸素供給設備整備事業	都内で設置される定置式の酸素供給設備、又は、都内のみで運用される移動式酸素供給設備(酸素供給設備に付随して必要となる設備として別に定めを含む。)であって、次の全要件を満たすもの。 1 (一社)次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用酸素供給設備設置補助事業」に係る補助金の交付決定を受けていること。 2 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条に基づく完成検査を受け、同法第8条第1号又は第16条第2項の技術上基準に適合していると認められたもの。 3 完成日が平成26年12月26日以降のもの。 4 酸素供給能力(燃料電池自動車への平均的な充填をいう。)が100Nm ³ /h以上のもの。	次の全て要件を満たす大規模事業者又は中小事業者とする。 1 (一社)次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用酸素供給設備設置補助事業」に係る補助金の交付決定を受けていること。 2 定置式の酸素供給設備を都内に設置し、又は移動式の酸素供給設備を都内のみで運用すること。	<p><定置式の酸素供給設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業者 ・助成対象経費の合計金額に5分の4を乗じた金額から国補助交付額を差し引いた金額 ・中小事業者 ・助成対象経費の合計金額から国補助交付額を差し引いた金額 <p><移動式の酸素供給設備></p> <p>助成対象経費の合計金額から国補助交付額を差し引いた金額</p> <p>※酸素供給能力等により、上限額が定められています。</p>	
	東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業	都内区市町村が導入する燃料電池自動車(平成26年12月26日から平成28年3月31日までの間に初度登録された自動車)	水素エネルギーの普及拡大に取り組み東京都内の区市町村又は当該区市町村と燃料電池自動車に係るリース契約等を締結したリース事業者	(一社)次世代自動車振興センターが、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程に基づき算定する補助金交付額と同額とする。	
東京都	港区	港区新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成制度	①一般社団法人次世代自動車振興センターが次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備 ②未使用のもの	<p>「個人」、「管理組合等」、「中小企業者・個人事業者」 ※ただし、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金(第4の事業を除く)の申請を行っていないこと。</p>	<p>①急速充電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器本体価格の1/4(上限500,000円)※ ・上限基数1器 <p>②普通充電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器本体価格の1/4(上限100,000円)※ ・上限基数5器 ※上限金額は、1基あたりの助成上限額
	品川区	低公害車買換え支援事業	低公害車を購入する経費の一部(利子補給金と信用保証料補助金)を助成する。	都融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている区内中小企業者(個人事業者を含む)	利子補給金は、利子と都の利子補給金との差額とする。 信用保証料補助金は、信用保証料と都の信用保証料補助金との差額とする。
	荒川区	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業助成金	電気自動車・住宅間相互電力供給装置(V2H)設置	区民(個人)・区内事業者	接続する電気自動車の蓄電池容量1キロワットアワーあたり1万円(上限10万円) 【主な条件】 ・太陽光発電又は家庭用燃料電池装置(エネファーム等)と併設し接続をすること ・HEMSと併設し、接続をすること ・電気自動車の使用場所住所が、本装置から供給される電力の使用場所と同一であること。
	葛飾区	かつしかエコ助成金	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の導入	区民、区内中小企業者・社会福祉法人・学校法人等	《補助率》一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4 《補助限度額》25万円
	三鷹市	三鷹市中小企業公害防止設備資金借入れに対する利子補給制度	所有しているディーゼルトラック又はディーゼルバスの廃車に伴う同等程度の車両(低公害車又は九都県市指定低公害車で、車両総重量3.5トン以下のディーゼル自動車を除く。)への買換えて、市長が認定したもの。	市内の同一の場所で同一事業を引き続き1年以上行い、かつ市民税等を滞納していない中小企業者。	補助率 支払利子の2/3(借入金額の合計が2000万円以内、年利2パーセント以内)

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
東京都	羽村市	創省エネルギー化助成制度	次世代自動車導入(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)	市民及び市内事業者(小規模企業者)	補助限度額 【市内事業者で購入】 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車：70,000円 燃料電池自動車：140,000円 【市外事業者で購入】 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車：50,000円 燃料電池自動車：100,000円
		創省エネルギー化助成制度	次世代自動車エネルギー供給設備(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等の駆動に必要なエネルギーを供給する設備)	市民及び市内事業者(小規模企業者)	補助限度額 【市内事業者が施工】 200,000円 【市外事業者が施工】 140,000円
		環境配慮型トラック購入費助成	優良ハイブリッドトラック	個人、法人及び個人事業者	【助成額】 購入した環境配慮型トラックの車体本体価格と、これと同種の大気汚染防止法等による最新の排出ガス規制に適合するトラックの車両本体の価格との差額分のうち、国及び東京都等の補助助成金額を除いた額の2分の1 【助成上限額】 100,000円
神奈川県	神奈川県燃料電池自動車導入補助金	燃料電池自動車の導入・リース	(1)個人(神奈川県内に1年以上在住する個人) (2)個人事業者(神奈川県内に事務所又は事業所を有する個人) (3)法人(神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人(国と地方公共団体は除く。))	○補助対象者 補助事業を実施し、かつ補助対象の燃料電池自動車の自動車検査証に記載される所有者となる者。 ただし、割賦販売により補助対象の燃料電池自動車を導入する場合には、当該燃料電池自動車の使用者となる者。 ○限度額 1,010,000円	
横浜市	横浜市水素供給設備整備事業費補助金	固定式水素ステーション	(1)経済産業省補助金又は環境省補助金の交付決定通知書の交付を受けた法人または個人。 (2)横浜市内で水素供給設備の整備を行う方。 (3)市税の滞納がない方。 (4)交付決定通知後に、工事着手、工事契約、工事代金の支払いを行える方。	補助対象経費の範囲において上限額7,000万円とし補助対象経費と国補助金との差額を比べて低い金額。 複数の申請希望書を受理したときは、おのおのの希望補助金額を上限として、予算額をおのおのの希望補助金額に応じて按分することで補助金額を算出。	
	横浜市低公害車等普及促進対策費補助金	燃料電池自動車の導入	・必要条件を満たす市民及び事業者 ・必要条件を満たす市民及び事業者 にリースを行うリース事業者	・補助上限額 50万円/台 ・補助予定台数 10台	
川崎市	低公害車導入助成金	1 天然ガス自動車 2 ハイブリッド自動車(車両総重量3.5トン超) 3 使用過程のディーゼル車を天然ガス自動車へ改造した自動車	・川崎市内に事業所を有する法人事業者 ・上記がリースで使用する際のリース事業者	1、2 最大積載量4トン未満：20万円 1、2 最大積載量4トン以上：40万円 3 30万円	
神奈川県	電気自動車等購入奨励金(事後申請)	次のすべてに該当するもの ・4輪以上の電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能であること。 ・新車であること。 ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること。	対象自動車の自動車検査証上の所有者であって、次のいずれかに該当する者 1.市内に在住する個人であって市民税に未納がないこと 2.市内に事務所がある法人であって市民税に未納がないこと 3.上記1又は2の者に貸与するために対象自動車を購入するリース事業者で、市民税に未納がないこと。(ただし、月々の貸与料に補助金相当額の減額が反映される場合に限る。)	50,000円(一律)	
相模原市	燃料電池等購入奨励金(事前申請)	【燃料電池自動車】 次のすべてに該当するもの ・4輪以上の燃料電池自動車で、搭載した燃料電池で発電し、電動機の動力で走行すること。 ・国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の対象であること。 ・新車であること。 ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること。 【燃料電池自動車用外部給電器】 次のすべてに該当するもの ・燃料電池自動車から電気を外部へ供給する設備であること。 ・国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の対象であること。 ・新品であること。	対象自動車の自動車検査証上の所有者であって、次のいずれかに該当する者 1.市内に引き続いて1年以上在住する個人であって市民税に未納がないこと 2.市内に引き続いて1年以上事務所がある法人又は個人事業主であって法人市民税に未納がないこと(個人事業主にあつては代表者の市民税に未納がないこと) 3.上記1又は2の者に貸与するために対象自動車を購入するリース事業者で、市民税又は法人税に未納がないこと。(ただし、月々の貸与料に補助金相当額の減額が反映される場合に限る。)	【燃料電池自動車】 500,000円(一律) 【燃料電池自動車用外部給電器】 [本体価格+設置工事費(共に消費税除く)]×1/2 (上限35万円)	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
神奈川県	横須賀市	電気自動車導入費補助金	市内で生産または出荷された電気自動車の導入・リース	市内に事業所を有する事業者	1台につき20万円
		家庭用電気自動車購入費補助金	市内で生産・出荷された電気自動車の導入(リースは対象外)	市内に住所を有する個人	1台につき5万円
		電気自動車用充電器設置費補助金	電気自動車用充電器の設置	市内に充電器を設置する事業者等	本体価格+工事費から国庫補助等を差し引いた額の4/5 ・急速 上限100万円 ・普通、PCS、課金装置 上限50万円
		環境設備機器設置費補助金	市内で生産された電気自動車専用のPCSの設置	市内の住宅にPCSを設置する個人	1件につき5万円
	平塚市	平塚市電気自動車購入補助金	四輪以上で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの(新車に限る)	本市内に引き続き1年以上住所を有する個人または事業者。 本市内に保管場所を有する個人又は事業者が電気自動車のリースをする事業者。	電気自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車の本体価格(消費税及び地方消費税を除く)の差額の2分の1以内とし、1台につき5万円。
	鎌倉市	鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金	○電気自動車充電設備 ・電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備 ○電気自動車 ・4輪以上の車両で自動車検査証における燃料の種類が「電気」と記載されているもの。	○電気自動車充電設備 ・市内の住宅にHEMSと併せて、設備を設置する者 ○電気自動車 ・電気自動車を新車として購入した、市内在住の個人または市内に事務所・事業所をもつ法人	○電気自動車充電設備 ・上限2万円 ○電気自動車 ・1台あたり2万円
	藤沢市	藤沢市電気自動車導入助成制度	搭載されたリチウムイオン電池によって駆動され、電動機を原動機とする検査済み自動車、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものであり、かつ、国から導入等補助金を受けられる車両	1 市税等に滞納がなく、市内に1年以上在住する市民又は市内に事業所若しくは事務所を有する事業者 2 1の市民又は事業者がリースする事業者 ※新車購入の場合のみ	1台 100,000円
	小田原市	地球温暖化対策推進事業費補助金	低公害車(電気自動車)の購入及び賃借	1年以上前から市内に住所を有する個人、又は1年以上前から市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいる事業者	【電気自動車】 購入の補助金額は、車両価格と国の定める基準額との差の1/3に補助率(個人15%、法人7.5%)を乗じて得た額。 賃借の補助金額は、5年以上の契約の場合は購入と同額とし、3年以上5年未満の契約の場合は、購入の補助金額に3/5を乗じて得た額(1万円未満切り捨て)。 上限額は、個人5万円、法人3万円。
	茅ヶ崎市	電気自動車購入費補助事業	①4輪以上の電気自動車(搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車)で自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものであること ②新車であること。 ③使用の本拠の位置が茅ヶ崎市であること。	①市内に1年以上居住している個人 ②市内に1年以上事務所又は事業所を有している法人 ③自動車リース事業者(ただし①、②に掲げる者に電気自動車をリースすることとし、補助金相当額の値引きをされたリース料金とする契約によるものに限る)	1台につき¥75,000
	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業補助金	電気自動車、急速充電可能ハイブリッド自動車、燃料電池自動車の導入・リース(申請は導入前) ※急速充電可能ハイブリッド自動車は、CHAdeMO規格急速充電器対応のものが対象。	(1)新規に補助対象車両を購入・リースをする方 (2)市内の自宅または事業所に補助対象車両を設置(保管)する方 (3)市税及び国民健康保険税(国民健康保険加入者のみ)の未納がない方	電気自動車:15万円/台 急速充電可能ハイブリッド自動車:5万円/台 燃料電池自動車:40万円/台
	座間市	電気自動車購入助成事業	電気自動車	市内に1年以上住所を有する個人 市内に1年以上事業所を有する事業者	1台につき5万円。 ただし、市内で生産されたリチウムイオン電池を搭載する電気自動車は10万円を加算。
		電気自動車急速充電器設置助成事業	急速充電器	市内に1年以上事業所を有する事業者	補助対象経費から、国・県等の補助額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額。上限25万円。
	綾瀬市	綾瀬市電気自動車購入補助金交付事業	電気自動車の新規購入	・市民、法人市民税の申告をしている市内事業者 ・市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び延滞金)に未納がないこと	1台につき100,000円
寒川町	寒川町電気自動車導入補助金	・登録されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車、自動車検査証に記載される燃料の種類が電気である自動車、自動車検査証に記載される本拠地が町内である ・国の補助制度の対象である自動車	町内に1年以上居住している個人又は、町内に事務所等を有する法人若しくは個人事業者	1台につき50,000円 補助予定件数:0件(27年度は予算なし)	

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
神奈川県	大磯町	大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金(電気自動車充電器)	・電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ、経済産業省の「次世代自動車インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備	・町内の自ら居住するための住宅(店舗、事務所等との併用住宅及び共同住宅を含む)に新たに設備を設置する事業	【補助率】 補助に要する経費から国及び県の補助金を控除して算出した額 【上限額】 5万円
	大井町	大井町電気自動車等購入費補助金	電気自動車、電動バイク	個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者)	電気自動車 5万円 電動バイク 1万円
		大井町電気自動車用急速充電設備設置費補助金	電気自動車用急速充電設備(定格出力10Kw以上)	個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者) 町税等に滞納がないこと	5万円
	箱根町	電気自動車等購入費等補助金	電気自動車:搭載されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪車以上自動車(急速充電器利用可能なもの)の購入又はリース 電動バイク:搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする原動機付自転車の購入	町内在住1年以上の個人又は、町内に事業所を有する事業者で、町税等に滞納がない者	平成28年度まで 電気自動車 5万円 電動バイク 2万円
		電気自動車用普通充電器設備設置費補助金	補助対象とする充電器設備は、電圧200V用コンセント付電気自動車普通充電スタンド(自立タイプ・壁掛けタイプ)とする。	町内において、1年以上引き続き観光客を対象として事業を行う事業者で、観光施設等を開設し、経営している法人であることまた、町税等に滞納がないこと及び補助の対象となった充電器設備を、使用開始の日から3年以上にわたって観光客が利用することを予定し、かつ、その設置に当たっては、観光客が利用しやすい場所に設置してあること。	平成28年度まで 補助金額は、充電器設備設置費用の2分の1以内の額とし、補助限度額を5万円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	湯河原町	湯河原町電気自動車導入補助金	電気自動車の購入・リース	当該自動車を新規導入し3年以上利用する予定があり、徴税等滞納がない、町内に1年以上在住の個人または事業者	1台につき5万円(年度内1世帯(事業者)1台まで)
清川村	電気自動車等導入補助事業	電気自動車及びプラグインハイブリット車の導入・リース	村内に住所を有する個人及び村内に本店もしくは主たる事務所等を有する事業所	電気自動車等1台につき、個人50,000円、法人30,000円を補助	
新潟県	新潟県電気自動車関連産業育成事業補助金	【補助対象経費】 県内に本社が所在する事業者が県内において行う、ガソリン自動車等から公道走行可能な電気自動車への改造に要する経費	県内の個人または企業等の法人	1台あたり30万円	
	新潟県電気自動車等利用促進事業補助金	【補助対象】 次の①又は②のいずれかに該当する充電設備の整備 ①蓄電機能や給電機能を有する普通充電設備・急速充電設備の整備 ②電気自動車メーカーと連携して電気自動車の利用シーンを具体化した取組を行う急速充電設備の整備 【補助対象経費】 補助対象団体等が県内で行う充電設備の整備に要する次の経費 ①電気自動車等に充電するための充電設備及び付属品の購入費 ②①により購入した充電設備の設置に直接係る工事費	地方公共団体、法人格を有する民間団体または個人事業者	補助対象経費の1/2以内 ただし、急速充電設備1基設置あたり100万円、普通充電設備1基あたり20万円を補助上限	
新潟県	長岡市	長岡市電気自動車等導入事業補助金	電気自動車、プラグインハイブリット車の新規購入、リース	・電気自動車、プラグインハイブリット車を新規購入する市内事業者 ・市内事業者へ新規登録の電気自動車、プラグインハイブリット車をリースするリース事業者	算定基準額 × 1/3 (千円未満切り捨て) ※1 補助上限額 10万円 ※2 算定基準額は、(一社)次世代自動車振興センターが公表するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金事業実施細則の別表1に掲載される補助金交付上限額
		長岡市圧縮天然ガス自動車導入事業補助金	CNG車(バイフューエル車を含む)の新規購入、リース	・CNG車を新規購入する市内事業者 ・市内事業者へ新規登録のCNG車をリースするリース事業者	(営業車) CNG車両の本体価格と通常車両価格との差額から他団体の補助金の額を控除した額の1/3以内 (自家用車) CNG車両の本体価格と通常車両価格との差額の1/2以内

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
新潟県	柏崎市	新潟県柏崎市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入・リース	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する個人 本市に事務所若しくは事業所を有する法人又はリース取引により自動車を賃貸する事業者で、市内の個人又は事業者に貸し付けるもの 	補助金交付額は一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則別表1に掲げるメーカー名・車名の区分に応じた補助金交付上限額に、以下の割合を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とする。 (1)電気自動車 4分の1(本市の区域内において生産された蓄電池を搭載するものについては3分の1) (2)プラグインハイブリッド車 10分の1 三菱アイミーブ 110~163千円 三菱ミニキャブミーブ 73~175千円 三菱ミニキャブミーブトラック 36~93千円 日産リーフ 67~87千円 日産e-NV200 212千円 ホンダフィットEV 283千円 トヨタプリウスPHV 12~20千円 三菱アウトランダーPHEV 29千円 ホンダアコードPHV 41千円 ※10月20日現在
	十日町市	十日町市改造電気自動車開発支援事業補助金	ガソリン自動車等の改造に要する経費のうち、改造キット代、部品代及び工賃とする(消費税等を除く)。	(1) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人 (2) 自己の用に供するため、自らガソリン自動車等を公道走行可能な電気自動車に改造する者又は改造電気自動車(ガソリン自動車等を公道走行可能な電気自動車に改造した物をいう。以下同じ。)を購入する者 (3) 納期限の到来した市税を完納している者	改造電気自動車1台ごとに補助対象経費の5分の1以内。30万円を上限とする。
	佐渡市	クリーンエネルギー補助事業	EV、PHV	市民	次世代自動車振興機構の補助の30% 上限25万5千円
	刈羽村	刈羽村クリーンエネルギー自動車導入事業補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の購入	刈羽村内の個人	一般財団法人次世代自動車振興センターが公表する、クリーンエネルギー自動車導入補助事業の補助金交付額一覧の補助金交付上限額とする。(上限:30万円)
富山県		富山県立山環境配慮バス改造費補助制度	自動車NOx・PM法の基準に適合しないバスへの排出ガス低減装置の取付。	立山有料道路等においてバスを運行する県内のバス事業者	【補助対象経費】 排出ガス低減装置の購入費及び取付費用(消費税及び地方消費税を除く)。 【補助率】 1/4 【限度額】 50万円
		人にやさしいエコバス推進事業費補助金	主として富山空港を連絡する路線の運行の用に供する車両とし、次のすべての要件を満たすものとする。 (1)低公害バスであること。 (2)低床バスであること。 (3)新車であること。 (4)知事が別に指定する外装とすること。 (5)知事が別に指定するパンフレット及びチラシ等を車内に常置すること。 (6)その他知事が必要と認める要件。	路線バス事業者	【補助対象経費】 当該車両の実購入費(車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計から消費税を除いた額)から備忘価格として1円を控除した額 【補助率】 1/4 【限度額】 1台あたり7百万円
		富山県低公害バス導入促進事業費補助金	環境保全の目的を達成するため知事が特に必要と認めた地域における路線に対し、低公害バスを購入する事業	路線バス事業者	【補助対象経費】 同種の一般のバスとの差額及び付属品に係る経費として知事が認めた額 【補助率】 1/6

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
富山県	富山市	平成27年度富山市電気自動車用充電設備設置補助事業	(1)普通充電器又は急速充電設備の場合、漏電対策及び防水対策が講じられていること。課金装置の場合、既存の充電設備に新たに設置するものであること。 (2)市内に設置される充電設備または課金装置であること。 (3)未使用の充電設備または課金装置であること(中古設備は不可)。 (4)既存の充電設備または課金装置の更新ではないこと。 (5)充電設備または課金装置の設置に関し、本市のほかの補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けていないこと。 (6)次世代自動車振興センターの次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象機器として認定されている機器であること。	市内に充電設備を設置した事業者	【補助率】 次世代自動車振興センターの補助率等によって異なるため、HPを参照してください。 【限度額】 次世代自動車振興センターの定める事業によって異なるため、HPを参照してください。 ※参照URL http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyoseisakuka/ondankataisakukikaku/dennkijidousyajuuyudennsetubi_27.html
福井県	おおい町	おおい町電気自動車導入等促進事業	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 充電設備整備	・町内に住所を有する個人 ・町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者	(電気自動車等購入) 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則別表1補助金交付上限額の欄に規定する金額の1/4の額とし、20万円を限度とする。 (充電設備整備) 設置工事費の1/2の額とし、5万円を限度とする。
	越前市	越前市電気自動車導入促進事業補助金	電気自動車の導入・リース ※急速充電設備が利用可能であること ※導入の場合、市内の販売店等で購入すること ※リースの場合、契約期間が4年間以上であること	市内に住所を有する個人又は市内に主たる営業所若しくは事務所を有する事業者	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付上限額の1/8以内の額(上限12万円)
	高浜町	高浜町電気自動車購入補助金交付要綱	電気自動車の導入	町民、事業者	国の補助金業務実施細則別表第1の補助金交付上限額の4分の1以内の額(上限20万円)
	池田町	子育て世代エコカー購入支援事業	エコカー減税対象者	中学生以下の子供がいる保護者	5年分の自動車税(または軽自動車税)を町内で使える商品券で支給
山梨県		環境にやさしいバス普及促進事業費補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス	一般乗合旅客自動車運送事業者	国交省「低公害車普及促進対策費補助金(環境対応車導入事業)」との協調補助による。 【補助率】 次の額の少ない率 ・車両購入価格の1/8 ・経年車の廃車を伴う新車導入では通常車両価格との差額の1/4、新車のみ導入では差額の1/6 【限度額250万円】
		山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金	燃料電池自動車等へ水素ガスを供給する設備を整備する者	法人、個人事業者等	【補助率】1/4(設置費用から国庫補助を差し引いた額の1/2) 【限度額】9,500万円
		山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金	燃料電池自動車	個人、個人事業者、法人	【補助率】1/6(国のCEV補助金で規定する基準額の1/6以内) 【限度額】50万円
長野県	軽井沢町	軽井沢町電気自動車等普及促進事業	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入又は賃貸借(リース)契約(長野ナンバーに限る)	購入する電気自動車等の新規登録の日(賃貸借(リース)契約の場合は、契約書に記載された使用開始日)において、町内に継続して1年以上住所を有している個人の方及び町内に継続して1年以上家屋である別荘を所有している方で、いずれも既に納期限が到来した町税を滞納していない方	車両本体価格の10%以内(賃貸借(リース)契約の場合は、契約期間内の賃貸借料の7%以内) 【上限30万円】
		軽井沢町電気自動車用急速充電器設置事業	一般電気工作物(電気事業法第38条第1項の規定に適合する充電設備)のうち、電気自動車に充電するための機器であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置と電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10キロワット以上のもので公衆の用に供するもの	公衆の用に供する電気自動車用急速充電器を町内に設置する個人又は法人で、申請日において、町内に継続して1年以上住所又は事務所若しくは事業所を有しており、既に納期限が到来した町税を滞納していない方	電気自動車用急速充電器本体価格の1/4以内 【上限75万円】
	御代田町	御代田町新エネルギー導入奨励金	クリーンエネルギー自動車(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車などの石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンカーやディーゼーカーよりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車)	町内に住民登録し、町内に起居し、町内に駐車場を保有するか町内の駐車場を借用している者とする。また町税等の滞納がない者。	購入費(A)が20万円以上100万円未満の場合 補助額=0.05×A 購入費(A)が100万円以上200万円未満の場合 補助額=0.04×A+1万円 購入費(A)が200万円以上の場合 補助額=0.03×A+3万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
長野県	松本市	松本市電気自動車等普及促進補助金	クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金(CEV補助金)の対象となる電気自動車	市民又は市内法人(税の滞納がないこと) ※暴力団員等を除く	CEV補助金の5%相当額
	長野市	長野市生活路線バス低公害車両購入費補助金	市内バス路線に用いる優良ハイブリッド・ノンステップバスの新車両購入費 ※1 窒素酸化物の排出量が10%以上低減、粒子状物質の排出量が50%以上低減された車両 ※2 1台数用件 1事業者当たり単年度2台以上	一般乗合旅客自動車運送事業者	購入価格と通常車両価格との差額に1/4を乗じて得た額
	原村	原村電気自動車等導入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド車の新規導入	個人 ・新規に購入した者で自動車検査証の氏名又は名称欄に申請者が記載されている者 ・1年以上原村に在住している者 ・村税及び上下水道料金等、村への納付金に滞納がない者 ・村内に保管場所があること	電気自動車、プラグインハイブリッド車1台当たり5万円
岐阜県	大垣市	大垣市次世代自動車充給電省エネ設備導入事業補助金	補助の対象となる設備は、自家用に供するものかつ未使用品であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 ①外部電源設備(100V、1,500Wの出力で電力を取り出せること) ②V2H(NeVが補助金交付の対象として認めるものであること)	市内に住所を有する者で、平成27年4月1日以降に自ら所有する次世代自動車に外部電源設備を導入、あるいは外部電源付き次世代自動車を購入した者、または自宅にV2Hを導入した者。	①②とも各50千円/件
静岡県	富士市	市民温暖化対策事業費補助金	①クリーンエネルギー自動車(次に掲げる自動車であって、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金要綱において、補助対象となるもので事業用の車両でないもの) ア:電気自動車 イ:プラグインハイブリッド自動車 ウ:燃料電池自動車 ②住宅への給電機能を持つ電気自動車用充電設備(V2H)((一社)次世代自動車振興センターが補助対象としている機器であって、区分が高機能(V2H)となっているもの)	市内に居住し、対象となるクリーンエネルギー自動車及びV2Hを購入する方で市税を完納している方。 さらに、条件として富士市が家庭における温暖化対策として進める「低炭素型生活10か条」に取組み、取組チェックシートを提出。	①一律3万円 ②一律5万円
	富士宮市	創エネ・蓄エネ機器等設置費補助事業	一般社団法人次世代自動車振興センターが「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助対象車両として指定しているもの。ただし、新車の状態でビークル・トゥー・ホームシステムと接続して使用するために、同時購入され、所有者が同一の名義であるものに限る。	市税の滞納がなく、機器の設置に関して市の他の補助金を受けない人。	設置費用から国庫補助を差し引いた額の1/2 上限 50,000円
	袋井市	新エネルギー機器導入促進奨励金	非営利目的で購入した初年度登録の①クリーンエネルギー自動車(EV車、PHV車、天然ガス自動車、メタノール自動車)②電動機付自転車	市内に住所を有し、市税を滞納していない者	車両購入に要した費用の2分の1以内(①上限2万円、②上限5千円)
	裾野市	裾野市新エネルギー機器設置事業補助金	電気自動車等充電器の設置 ※国補助対象機器のうち、住宅等向け電力供給機能を有するものに限る	市民、集会所、事業所	一律50,000円
	湖西市	湖西市新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援補助金	電気自動車・PHV	過去1年以上前から継続して市内に在住している市民	車両本体価格の10%、上限10万円
	御前崎市	新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金	初度登録のクリーンエネルギー自動車(EV車、PHV車、メタノール自動車、天然ガス自動車)で自家用のもの	市内に住所を有する方で、市税等滞納がない方	1台当たり4万円
	愛知県	低公害車導入促進費補助金	優良ハイブリッドトラック・バス、CNGトラック・バス、電気自動車トラック・乗用車(プラグインハイブリッド自動車を含む)、燃料電池自動車	旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者	【優良ハイブリッドトラック・バス、CNGトラック・バス】 車両本体価格と通常車両価格との差額の1/3以内 【電気自動車トラック・乗用車、燃料電池自動車】 所領本体価格と通常車両価格との差額の1/4以内 1者あたりの申請限度額は5,000千円。

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
愛知県	愛知県水素ステーション整備費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する水素供給設備整備事業補助金(燃料電池自動車用 水素供給設備設置補助事業)(以下、NeV補助金)という。)の交付申請を行った設備、又は、環境省が実施する地域再生水素ステーション導入事業(以下、「環境省補助金」という。)の交付申請を行った設備	平成27年2月以降にNeV補助金の交付申請を行った者、又は、環境省補助金の交付申請を行った者	【NeV補助金の場合】 補助率 補助対象経費の1/4 補助上限額 中規模・オンサイト方式 145,000千円 中規模・オフサイト方式 125,000千円 小規模・オフサイト方式 110,000千円 小規模・オフサイト方式 90,000千円 移動式 90,000千円 【環境省補助金の場合】 補助対象経費の1/4	
	愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金	水素ステーションにおける需要創出活動費(運営費) 土地賃借料等、機器予備品の購入費、水素燃料の購入費、水素製造用原料費	以下の(1)(2)をとともに満たす者。 (1)愛知県内に設置され、市販の燃料電池自動車に充填可能な水素ステーションの運用を行っている者、又は、今年度中に行う見込みのある者。移動式水素ステーションの場合は、愛知県内のみ、又は、主として愛知県内で運用する者。 (2)当該水素ステーションにおいて、潜在的なユーザーに対する広報、需要喚起活動や、水素ステーションの利便性確保に必要な活動を行っている者。	定額補助とし、補助上限額を5,500千円とする。	
愛知県	名古屋市	最新規制適合自動車代替促進事業	車齢8年超の送迎用自動車(定員11人以上)から天然ガス自動車、最新排ガス規制に適合する軽油・ガソリン・LPガスを燃料とする自動車等への買い替え ※ただし、軽油・ガソリン・LPガスを燃料とする自動車については、旧車が平成16年排ガス規制以前の車両であること。	学校教育法、児童福祉法、社会福祉法、医療法に該当する施設を持つ法人	補助額 1台あたり35万円 補助限度額 1者あたり2台まで
		電気自動車等購入補助金	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車	個人 中小企業の事業者 個人及び事業者に貸与するリース事業者	車両本体価格の5% 上限:電気自動車7万円、プラグインハイブリッド自動車4万円、燃料電池自動車20万円
	豊橋市	住宅用充電設備導入補助金	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備	個人	設置に係る費用の1/4 上限:2万5千円
		電気自動車等充電設備購入補助金	次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の補助対象となる急速充電設備及び普通充電設備	不特定多数の者が利用できる駐車スペースに設置する法人又は個人の事業者	購入費の1/4 上限:急速充電設備50万円、普通充電設備10万円
		電動バイク購入補助金	電動バイク(原付四輪含む)	個人 中小企業の事業者 個人及び事業者に貸与するリース事業者	車両本体価格の5% 上限:3万円
		電動バイク用充電設備導入補助金	電動バイクを充電するための設備で、100ボルト又は200ボルトの接地極付き屋外コンセントで防雨型のもの	不特定多数の者が利用できる駐車スペースに設置する法人又は個人の事業者	補助対象設備設置費用の1/4 上限:5千円
	岡崎市	岡崎市新エネルギーシステム設置等補助金(次世代自動車)	電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車	市内に1年以上本社・支社・支店・営業所をおく事業者、市内に1年以上住所を有する個人	補助対象経費に100分の5を乗じた額 (上限)電気自動車、プラグインハイブリッド車 10万円 燃料電池自動車 30万円
	碧南市	スマートハウス設備設置費補助金制度	住宅用次世代自動車充電設備	自ら居住する碧南市内の住宅に設備を設置する方	経費(機器費と工事費)の5% 上限10万円
	刈谷市	低公害車購入費補助事業	燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 ※事業用のプラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車は、排気量1800ccに限る。	【個人】 車検証の登録年月日の6ヶ月以上前から引き続き市内に住所を有し、刈谷市内を使用の本拠とする低公害車を非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した人。(海外からの転入者のうち、海外転出前に市内に住所を有していた者で、通算して6ヶ月以上市内に住所を有しているものを含む。)	・燃料電池自動車 【個人】車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める該当車両の基準額との差額に2/3を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の1/10(上限50万円) 【事業者】車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める該当車両の基準額との差額に11/12を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の1/10(上限40万円) ※1,000円未満の端数金額は切り捨て
				【事業者】 市内に事務所又は事業所を有し、低公害車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するため購入する事業者。 ※個人、事業者共に市税の滞納がないもの。	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 【個人】補助率1/10(上限30万円) ※1,000円未満の端数金額は切り捨て 【事業者】補助額15万円 ・天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 【個人】【事業者】補助額5万円 ※ただし、1事業者につき1年度1台まで。

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
愛知県	刈谷市	超小型電気自動車購入費補助事業	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の規定による型式認定を取得した第一種原動機付自転車であり、かつ、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による普通自動車に該当するもの。	【個人】 標識交付証明書の標識交付年月日前6ヶ月以上引き続き市内に住所を有し、刈谷市内を使用の本拠とする超小型電気自動車を非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した人。(海外からの輸入者のうち、海外転出前に市内に住所を有していた者で、通算して6ヶ月以上市内に住所を有しているものを含む。) 【事業者】 市内に事務所又は事業所を有し、超小型電気自動車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するため購入する事業者。 ※個人、事業者共に市税の滞納がないもの。	補助率 1/10 (上限7万円) ※1,000円未満の端数金額は切り捨て ※ただし、1事業者につき1年度1台まで。
	豊田市	平成27年度豊田市エコファミリー支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・プラグインハイブリッド車 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・超小型電気自動車 ※当該年度内に新規購入、新車登録された車両であること	個人	①PHV・EV 車両本体価格(税抜き)の5%(上限15万円) 充電設備設置に対して最大5万円の上乗せ補助 外部給電設備設置に対して最大5万円の上乗せ補助 ②FCV 車両本体価格(税抜き)の5%(上限33.5万円) 外部給電設備設置に対して最大5万円の上乗せ補助 ③超小型EV 車両本体価格(税抜き)の5%(上限3.5万円)
		平成27年度事業者向け次世代自動車普及促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・プラグインハイブリッド車 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ※当該年度内に新規購入、新車登録された車両であること ※主に事業者自らが豊田市内で使用する車両で豊田ナンバーであること ※自動車検査証に記載された所有者と使用者が異なる場合は、使用者の住所が豊田市内であること	事業者	車両本体価格(税抜き)の5%(上限15万円) ※PHV・EVを購入した方に限り当該年度に充電設備を設置した場合上乗せ5万円の補助 ※当該年度に外部給電設備を設置した場合上乗せ5万円の補助
	安城市	次世代自動車購入費補助金制度	EV、PHV、FCV、超小型電気自動車	事業者、個人 ※この他詳細の条件あり	1) EV・PHV 車両本体価格が200万円以下：10万円 車両本体価格が200万円を超える：15万円 2) FCV 1台50万円 3) 超小型電気自動車 1台4万円
		燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金制度	燃料電池自動車用水素供給設備の整備	1) 平成27年度愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱の交付決定を受けた水素供給設備を市内に整備しようとする者 2) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者	県補助要綱に基づく補助金の額に2分の1を乗じて得た額(上限7,500万円)
	安城市	燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費補助金制度	水素供給設備の運用を通じて行う、潜在的なユーザーに対する広報、需要喚起活動又は水素ステーションの利便性確保に必要な活動	1) 平成27年度愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受け、市内に設置された水素供給設備で需要創出活動を行う者 2) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者	補助対象活動に係る県補助要綱に基づく補助金の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、275万円又は県補助要綱の規定により補助対象経費として算定された額から県補助額を控除した額のいずれか低い額を限度とする。
	西尾市	西尾市低公害車普及促進事業補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入	事業者、個人	1台あたり10万円。ただし、1世帯または1法人につき10台を限度とする。
	稲沢市	稲沢市燃料電池自動車普及促進	燃料電池自動車(FCV)	市内在住の個人または中小企業等で、燃料電池自動車(FCV)を新車購入された方	1台につき上限25万円、予算の範囲内で補助
	新城市	新城市家庭用次世代自動車導入促進費補助金	初度登録された電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	①初度登録のあった補助対象自動車を自ら使用する目的で購入するものであること。ただし、割賦販売法(昭和36年法律159号)に基づく契約により補助対象自動車を購入し、販売者等が該当自動車の所有権を留保する場合は、該当自動車の使用者であること。 ②初度登録時点で一年以上市内に在住し、市税を完納している者 ③同一世帯で過去に同様の補助金を受けていない者	補助対象自動車一台につき、一律70,000円
	日進市	日進市地球温暖化対策機器設置補助金	電気自動車充電設備	【個人】自ら居住している市内の住宅に設置する者	5万円(一律)

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
愛知県	田原市	田原市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車	市民及び市内事業者	車両本体価格に100分の5を乗じて得た額 上限10万円
	みよし市	みよし市低公害車普及促進事業補助金	燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、超小型電気自動車	低公害車を自ら使用する目的で購入し、新車登録時点で6ヶ月以上市内に在住している個人	車両本体価格の5% 燃料電池自動車 350千円 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 150千円 ハイブリッド自動車、超小型電気自動車 50千円
	幸田町	幸田町次世代自動車購入費補助金交付要綱	次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)の導入	町税を滞納していないこと 個人 ①次世代自動車を自ら使用する目的で新車購入したこと ②新車登録日の1年以上前から町内に住所を有し、かつ、現に町内に住所を有していること ③次世代自動車の自動車検査証に使用者として記載されている者であること 事業者 ①次世代自動車を自らの事業に使用する目的で新車購入したこと ②町内に本社又は事業所を有すること ③次世代自動車の自動車検査証に使用の本拠として幸田町が記載されていること	・燃料電池自動車 車両本体価格(税抜)の10%(千円未満切捨て) 限度額 個人30万円・事業者15万円 ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 車両本体価格(税抜)の10%(千円未満切捨て) 限度額 個人10万円、事業者5万円 交付限度台数 当該年度 個人1世帯1台、事業者2台
三重県	天然ガス自動車普及促進事業	天然ガスバス、天然ガストラックの購入 使用過程ディーゼル自動車の天然ガス自動車への改造	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者、中小企業者、その他これらに準ずるものとして知事が認定した者	【補助率】 (1)購入 (バス) 一般車との差額の1/6 (トラック) 一般車との差額の1/6 (2)改造 (バス、トラック) 一般車との差額の1/6 【限度額】 (1)購入 (バス) 166.6万円/台 (トラック) 車両総重量3.5t超 ・最大積載量 4 t 以上 50.4万円/台 ・最大積載量 4 t 未満 13.4万円/台 (2)改造 (バス) 166.6万円/台 (トラック) ・最大積載量 4 t 以上 50.4万円/台 ・最大積載量 4 t 未満 13.4万円/台	
三重県	川越町	川越町低公害車購入費補助金	電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド自動車の購入	新車登録時点で2年以上町内に住所を有する個人若しくは2年以上町内で同一事業を営む者。	車両本体価格から国等が実施する補助金交付制度を使用し、得た額を控除した額の5/100。 上限5万円、千円未満切り捨て
京都府		京都府電気自動車等導入促進対策補助金	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)	府内のタクシー事業者、レンタカー事業者及び貨物運送事業者(リース導入も含む)	【補助率】 一般社団法人次世代自動車振興センター補助金の1/2(ただし、自動車検査証の使用者の住所が京都市内の場合(以下「京都市内の場合」という。)は1/4) 【補助限度額】 EVの場合 420千円 (京都市内の場合 210千円) PHVの場合 210千円 (京都市内の場合 105千円)
京都府	京都市	電気自動車等導入促進対策補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド車	市内のタクシー・レンタカー・貨物運送事業者(リース導入も含む)	一般社団法人次世代自動車振興センター補助金の1/4程度 (上限 EV21万円/台、PHV 10.5万円/台)
		電気自動車等用充電設備設置補助金	電気自動車等用充電設備	①広く市民が利用できる場所に充電設備を設置する事業者、個人 ②電気自動車等を用いたカーシェアリングに利用するために共同住宅等に充電設備を設置する事業者、個人	本体価格の1/4(上限10万円)
		低公害車普及促進事業補助金	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車	市内の中小貨物運送事業者(リース導入も含む)	基準車両との差額の1/4 または基準改造費の1/4 上限:25万円

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
京都府	舞鶴市	中小企業環境対策設備導入促進補助金(略称:舞グリーン・プラス)	低公害車(事業用に限る)導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	中小企業地球環境対策特別融資(略称:舞グリーン)を利用して設備を導入した市内の中小企業	対象設備の導入費用に5%を乗じて得た額(千円未満切捨) 補助限度額:100万円
		舞鶴市電気自動車・電力供給設備導入支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・(電気自動車)一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入費補助事業)業務実施細則別表1に掲げる電気自動車(EV・PHV)のうち、普通自動車、小型自動車又は軽自動車の購入・リース ・(電力供給設備)電気自動車に搭載された駆動用の蓄電池に蓄えられた電気を、住宅の分電盤や家電製品等へ供給する設備で、最大出力が1500W以上のものの導入 	下記の条件を全て満たす舞鶴市民 <ul style="list-style-type: none"> ・主に舞鶴市内で使用すること ・市税の滞納のない者 ・家庭で使用すること(事業用は対象外) ・自動車検査に所有者または使用者として記載されている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 限度額15万円 ・電力供給設備 補助率1/3 限度額10万円
大阪府	堺市	スマートハウス化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人次世代自動車振興センターが行う平成26年度補正予算次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象機器として登録されている未使用品のビークル・トゥ・ホームシステム(V2H) ・国が継続して補助を実施する場合は、それに準ずるものとする。 	次の条件を全て満たし、自ら居住する住宅に、太陽光発電システム及び住宅用エネルギー管理システム(HEMS)と併設する者。 ①補助対象システム設置に係る領収書等に記載された領収日が補助対象期間に合致していること。 ②市税に未納がないこと。	設置費の1/5又は15万円のいずれか少ない額
		堺市低公害車普及促進対策費補助金	環境対応車(CNGバス及び優良ハイブリッドバス)の新規導入	市内で既に路線バスを運行している路線バス事業者	補助対象経費(車両本体価格(新車の改造により環境対応車を導入する場合にあつては、環境対応車への改造に要する経費を含む。))に補助率1/8を乗じて得た額以内とする。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入については、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/4を乗じて得た額のほうが少ない場合には、当該差額に1/4を乗じて得た額以内とし、新車のみ導入については、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/6を乗じて得た額のほうが少ない場合には、当該差額に1/6を乗じて得た額以内とする。
	泉大津市	大津市エコハウス認定奨励金	電気自動車(プラグインハイブリッドカー含む)	市民	奨励金5万円 電気自動車(プラグインハイブリッドカー含む)を含む本市が定める要件(3つのエコハウス設備を設置)を満たす家を「エコハウス」と認定し、その所有者に対し奨励金を交付する。
	八尾市	八尾市低公害車普及促進対策費補助金	<低公害車の導入> ●新車の導入(CNGバス、CNGトラック) ●改造(使用過程にあるディーゼル車のCNGバス及びCNGトラックへの改造)	事業者	10,000円
兵庫県	低公害車導入補助事業	低公害車(天然ガス、ハイブリッド、メタノール、電気)の購入又はリース	民間事業者へ補助する市町	市町補助額の1/2(限度額100万円)	
	ディーゼル車への排出ガス低減装置装着助成事業	大型バス又は車両総重量8トン以上のトラックの排出ガス低減装置の導入	民間事業者	補助率1/4(限度額35万円)	
	運送事業者への低公害車普及促進補助事業	CNGバス、総重量2.5トン超のCNGトラック、ハイブリッドバス及び総重量3.5トン超のハイブリッドトラックの購入又はリース	民間運送事業者及びリース事業者、市町	<ul style="list-style-type: none"> ・一般車との差額の1/3(廃車なし) ・一般車との差額の1/2(廃車あり) ・神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市については協調(市の補助額の1/2) ※国土交通省の補助を受けることが要件	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
兵庫県	(淡路地域) 平成27年度電気自動車等導入補助EVタクシー・レンタカー等導入補助制度	次の全ての要件に適合している電気自動車等 (1)クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則(別表1) 銘柄ごとの補助金交付上限額【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】に掲げる「普通自動車」、「小型自動車」、「軽4」であること。 (2)新車であること。(平成27年3月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録又は新車新規検査届出が行われるものであること。) (3)淡路島内に使用の本拠の位置を置くこと。 (4)リースによる導入においては、自動車リース事業者は、電気自動車等の貸与料金について、協会からの補助金相当分を通常の貸与料金から減額して設定すること。	1.から5.のいずれかの要件に適合する業者が事業の用に供するための導入であり、かつ協会の指定する普及啓発ラッピングを補助対象車両に施すこと 1. タクシー事業者であること 2. レンタカー事業者であること 3. 教習所であること 4. 宅配事業者であること 5. 1.から4.の業者に対して電気自動車等を貸与するリース事業者であること ※1.から5.とも国・地方公共団体及び国又は地方公共団体が50%以上出資する法人等を除く 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行うものを除く	• 導入する電気自動車等1台当たり上限50万円(但し、国補助金(クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金)の額に20万円を加えた額以内) • 普及啓発ラッピング施工経費20万円(但し、施工に要した額以内)
兵庫県	神戸市次世代自動車普及促進補助制度	神戸市内に使用の本拠を置く、次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びCNG自動車)の導入・リース。ただし、ハイブリッド自動車及びCNG自動車にあっては、乗用車を除く。また、国との協調補助による。	神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者、あるいは左記事業者に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者(ただし、公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人等を含まない)。	兵庫県農政環境部補助金交付要綱の補助対象車両に該当する場合は、本体価格と通常車両の本体価格との差額の6分の1相当額、それ以外の車両については差額の12分の1相当額。(上限100万円)
	グリーンビークル導入補助事業	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の購入・リース	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、又それらを対象に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者 (注)1 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人、2 電気事業者(電気自動車を購入する場合に限る。)、3 水素ガス事業者(燃料電池自動車を購入する場合に限る。)、4 自動車製造業者、5 自動車卸売業者、6 自動車小売業者、7 総合リース事業者及び自動車賃貸業者(上記1~6に対してリースするために補助対象車両を購入する場合に限る。)	• 電気自動車(自動車検査証の用途が乗用及び貨物に限る。): 25万円 • プラグインハイブリッド自動車(自動車検査証の用途が乗用に限る。): 15万円 (注)自家用(白ナンバー及び黄色ナンバー)のみを対象。 • 燃料電池自動車(自動車検査証の用途が乗用及び貨物に限る。): 60万円
	尼崎市電気自動車等用充電設備設置補助制度	急速充電設備	市内に急速充電設備を設置するための土地又は建物を所有する市内事業者又はそれらを対象としたリース事業者(土地又は建物の所有者の承認を受けて、急速充電設備を当該土地又は建物に設置することのできる権原を有するものを含む。)	「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金(第1の事業)」の補助額の2分の1(上限額: 100万円)
	西宮市エコ・エネルギー設備導入促進補助事業	電気自動車の導入・リース • 電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車であること。ただし、HV、PHV、PHEVは除く。 • リース契約の場合はその契約期間が4年以上であること。	• 使用者は個人または事業者で、かつ使用の本拠の位置が市内であって、所有者と同一人であるか所有者と金銭消費貸借契約又はリース契約を締結していること。 • 使用者は市内に事務所又は事業所を有する法人(国又は地方公共団体を除く)又は個人事業者であって、所有者と同一人であるか所有者と金銭消費貸借契約又はリース契約を締結していること(ローン購入・リース契約の場合は、所有者は市外可)。ただし、自動車の貸与を業とする事業者(リース事業者)は除く。	5万円(一律)
	芦屋市低公害車普及促進助成制度	いずれも新車に限る。 • 燃料電池自動車 • 電気自動車 • ハイブリッド自動車(バス及びトラックに限る。)	市内に事務所または事業所を有する個人及び法人で、初度登録時から市内に使用の本拠の位置を置く次に定める低公害車を平成28年2月末までに購入しようとするもの。	車体本体等の価格に100分の5を乗じて得た額(上限額 10万円)

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
兵庫県	加西市	加西市電気自動車導入補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第3条第2号に規定する電気自動車(側車付二輪自動車及び原動機付自転車を除く)であること。	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・加西市に住所を有する個人又は個人事業主であって、市税等を滞納していない者 ・加西市に事務所又は事業所を有する法人であって、市税等を滞納していない者 ・加西市に事務所又は事業所を有するが、加西市に住所を有さない個人事業主であって、市税等を滞納していない者 ・前各号に掲げる者に対して電気自動車を貸与するリース事業者 	1台当たり一律10万円	
		グリーンハウス建築促進補助制度	電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド車(PHV)。ただし、宅地引渡し日以降に購入したもの。	次の各号をすべて満たす者とする。 (1)自らが居住するための住宅(店舗と兼用する住宅を含む。)に前条第1項に規定する太陽光発電システムを必ず設置するほか、同条同項に規定する対象設備を別表第3に定めるグリーンポイント以上設置した者 (2)市に納付すべき税、公共料金等を滞納していない者 (3)電力会社と電灯契約及び電力供給契約を締結し、電力供給契約の受給開始日(発電が開始された日)が宅地引渡し日以降となる者 (4)その属する世帯の構成員全員が加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。	30万円	
	篠山市	篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・EV車(電気自動車) ・PHV車、PHEV車(プラグインハイブリッド自動車) ・FCV車(燃料電池車) ・クリーンディーゼル車 	(家庭用) <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅に補助対象事業を実施する方 ・補助金の請求時に、篠山市の住民基本台帳に記録されている方 ・補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない方 (自治会等用) <ul style="list-style-type: none"> ・集落の公民館等の活動拠点に補助対象事業を実施する自治会、まちづくり協議会又はこれらの派生団体として市長が認める団体 	車両本体購入費・充電ケーブル設置費の1/10(上限額:5万円)	
		篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・EV車(電気自動車) ・PHV車、PHEV車(プラグインハイブリッド自動車) ・FCV車(燃料電池車) ・クリーンディーゼル車 	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら営業を営み、又は活動する市内の事業所に補助対象事業を実施する個人事業者又は法人 ・補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者 	車両本体購入費・充電ケーブル設置費の1/10(上限額:5万円)	
	奈良県		スマートハウス普及促進事業補助金	家庭における再生可能エネルギーの利用やエネルギーの効率的利用及び省エネルギー対策を促進するため、以下のスマートハウス関連設備を設置しようとする方を対象に、補助金を交付します。 スマートハウス関連設備 ①定置用リチウムイオン蓄電池 ②電気自動車充電設備 ③家庭用燃料電池 ④HEMS ⑤太陽熱利用システム(自然循環型) ⑥太陽熱利用システム(強制循環型) ⑦太陽熱利用システム(補助熱源型) ⑧地中熱利用システム 備考:次世代自動車の導入を目的にした支援制度ではございません。電気自動車の充電器(V2H対応型のみ)を補助対象設備としているので、間接的にEVの普及拡大の支援につながると考え記載します。	個人	定額(電気自動車充電設備については10万円上限)
	奈良県	奈良市	奈良市低公害車タクシー導入促進補助制度	①電気自動車タクシー ②プラグインハイブリッドタクシー ③ハイブリッドタクシー	奈良市内に事務所または事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者	①1台につき50万円上限 ②1台につき25万円上限 ③1台につき10万円上限
奈良市優良ハイブリッドバス普及促進事業費補助制度			優良ハイブリッドバス	奈良市内に事務所または事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	1台につき500万円上限	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
鳥取県	とっとりEVカーシェア事業補助金	カーシェアに要する経費(車両購入経費、充電設備設置経費、人件費及び補助事業者が他の補助制度を活用できる経費は対象外)	カーシェア運営事業者(県内に事業所のある法人など)	補助率: 3分の2(2,000千円/台・年) 補助機関: 3年間	
岡山県	岡山県EV普及加速化促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 給電機能付き充電器に対応する電気自動車やプラグインハイブリッド自動車 給電機能付き充電器 ※車と充電器を併せて導入・リースすること	<ul style="list-style-type: none"> 個人 企業等 リース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車 定額5万円 給電機能付き充電器 定額5万円 	
	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業 岡山市事業用スマートエネルギー導入促進補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車・プラグインハイブリッドの導入 V2Hの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山市内に居住し、住所を有する個人(リースにより導入・設置した場合を含む) 上記の個人に対し、補助対象車両又は設備を貸与するリース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車・プラグインハイブリッドの導入 車両本体価格から国等の補助金を控除した額の1/3 上限額: 10万円 V2Hの設置 機器費及び設置工事費から国等の補助金を控除した額の1/3 上限額: 10万円
	倉敷市	倉敷市電気自動車等導入促進補助金交付要綱	1 電気自動車等(電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車)の購入・リース 2 電気自動車用充電設備(電気自動車等へ電気を充電するための設備)設置購入・リース	1 次のいずれかに該当するもの ア) 交付申請の日前1年以上継続して本市に住所を有する個人 イ) 本市に事務所又は事業所を有する法人(国又は地方公共団体を除く。)又は個人事業者 ウ) リース業者で、ア)又はイ)の者を対象に電気自動車のリースを行うもの 2 本市において不特定多数の者が利用できる駐車場等に電気自動車用充電設備(未使用品に限る。)を新たに設置する法人(国又は地方公共団体を除く。)、個人事業者若しくは個人又はリース業者でこれらの者を対象に充電設備のリースを行うもの ※1,2いずれも市税の滞納がないこと	1 電気自動車の購入 <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車1台あたり20万円(本体購入費が20万円未満の場合は当該購入額) 上限20万円 2 電気自動車用充電設備の設置 <ul style="list-style-type: none"> 設置費用(購入費及び設置工事費)から国庫補助を差し引いた額の1/2(1,000円未満の端数は切り捨て) 急速充電設備は上限50万円、その他は上限10万円。
岡山県	総社市	総社市電気自動車導入助成金	電気自動車	登録日から起算して1年以上前から引き続き総社市に住所を有する個人または企業	新車1台につき10万円
	美咲町	美咲町クリーンエネルギー自動車導入促進補助事業	低公害車の導入	個人(登録年月日を基準日とし、1年以上引き続き町に住所を有する者)	振興センターからの補助金の1/2、上限10万円
広島県	広島市	広島市低公害バス普及促進対策費補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス	一般乗合旅客自動車運送事業者	車両本体価格の8分の1又は通常車両価格との差額の4分の1
山口県		燃料電池自動車導入促進補助金	燃料電池自動車	燃料電池自動車の購入費補助に係る事業を行う市町	市町が、燃料電池自動車購入者に対して補助した金額の1/2以内(限度額50万円)
山口県	周南市	燃料電池自動車等普及促進補助金	1. 毎年度、3月23日までに新規購入、新車登録された燃料電池自動車 2. 主として市内を走行する車両	1. 市内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人、法人 2. また上記とリース契約を締結したリース業者	国の定めたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(業務実施細則)で定める定価と基準額との差額の3分の1相当額(上限100万円)
	防府市	防府市地球温暖化対策施設等整備資金利子補給金	山口県地球温暖化対策施設等整備資金の融資を受けて地球温暖化対策施設(省エネ改修、燃料設備の転換、低公害車の導入等)の整備等を行う中小企業者等に対し、毎年度、予算の範囲内で利子補給金を交付する。 ※低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車)	中小事業者	取扱金融機関に対して支払った利子(遅延利子を除く。)のうち年利1.9パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額。
徳島県		燃料電池自動車普及促進事業補助金	燃料電池自動車	県内に事務所若しくは事業所を有する法人(国及び地方公共団体を除く)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校設置者。	燃料電池自動車の購入価格と標準車両購入額の差額の1/3以内。 ※ただし、燃料電池自動車の購入価格と標準車両購入額の差額から国、市町村及びその他団体の交付する補助金等の受給金額を差し引いた額と100万円を比較し、低い方の額を上限とします。 ※ 新車の購入に限ります。(平成28年3月31日までに納車が見込めるもの)
		水素ステーション設備設置補助金	移動式水素ステーション(水素供給設備)	県内に事務所若しくは事業所を有する法人(国及び地方公共団体を除く)のうち、県内で水素供給設備を運用する者で、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金交付決定を受けている者。	<ul style="list-style-type: none"> 水素供給設備及び補助車両補助対象事業費の1/4以内(補助上限9,000万円) 水素供給設備に付帯する設備補助対象事業費の1/2以内(補助上限3,000万円)

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
香川県	高松市	太陽光発電システム等設置費補助制度	電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の充電および当該電気自動車等から住宅への電力の供給を行うシステム。	次の条件を全て満たし、太陽光発電システムと併設する者。 ①本市の区域内に住所を有すること ②自らの住居等の用に供する建築物(一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するものを含む)を本市の区域内に有すること ③市税を滞納していないこと	【補助額】一律5万円
愛媛県		優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金	○優良ハイブリッドトラック車両総重量2.5t超のもの 内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの(外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの(プラグインハイブリッド自動車)を除く) ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち、車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(平成21年排出ガス基準)に適合する自動車(低排出ガス優良車)に限る。	県内に所在する事業所等を対象組織として低公害車輛を新たに購入又はリースする産業廃棄物収集運搬業者	(補助対象経費) 低公害車輛価格と通常車輛価格の差額 ・2t車 780,000円(最大積載量(減トン前)4t未満) ・4t車 2,697,000円(最大積載量(減トン前)4t以上) (補助率) 補助対象経費の1/8以内 (補助限度額) 補助限度額は車輛本体価格又はリース価格の1/4以内
愛媛県	愛南町	新エネルギー等導入促進補助金	クリーンエネルギー自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド車・クリーンディーゼル車)	町民	補助対象機器購入費から国その他の補助金の収入額を控除した額の10分の1以内又は10万円のいずれか低い額
福岡県		福岡県水素ステーション整備費補助金	県内に設置される水素ステーションの整備に要する経費	事業者	定額、上限4,400万円
福岡県	福岡市	福岡市次世代自動車普及促進事業補助金	1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の導入・リース 2) 一般の利用に供する急速充電設備の設置	1) 市税の滞納がなく、 ①市内に1年以上在住する個人 ②市内に事業所又は事務所を有する事業者 ③①の個人または②の事業者にリースするリース業者 2) 市税の滞納がない、駐車場の管理又は保有者	1) 1台あたり車両本体価格の5%以内、上限10万円 2) 1基あたり本体及び工事費の1/3または1/2以内、上限50万円
		福岡市低公害車普及促進事業費補助制度	低公害車(バス) ※CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス	一般乗合旅客自動車運送事業者	通常車両本体価格との差額の1/4
	北九州市	北九州市燃料電池自動車導入補助金	燃料電池自動車(FCV)の購入	市内に事業所が所在する法人であること、又は前記法人に貸与するリース事業者	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入補助金交付規定に基づき算出する補助金交付額に2分の1を乗じた額とし、1台あたり100万円を限度とする
福岡県	久留米市	事業所グリーン・エコ推進事業費補助金	電気自動車、ハイブリッドカー、アルコール燃料車、天然ガス車、LPGガス車、及び内燃機関を有する四輪自動車のうち、2005年(平成17年)排ガス基準の75%以上低減し、かつ2015年度(平成27年度)燃費基準のプラス25%以上を達成している車	下記の両方を満たす事業所 ・事業所グリーン・エコ推進事業に登録し、ポイントを貯めている事業所 ・市内に事務所または事業所を有する、市税を滞納していない方	補助対象経費の5分の4で、20万円を限度。 (ただし、1ポイント1円換算とします。)
	行橋市	次世代自動車等導入補助	プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の購入	個人(市民)、法人	車両本体価格の3%、5% 1台あたり上限(10万円、15万円)
	西海市	西海市地球温暖化防止対策導入支援事業補助金	補助金の対象となる「電気自動車」とは、西海市内に使用の本拠を置く、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車と道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が「電気」であることが記載されているものであり、かつ、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金を受けられる急速充電対応の四輪以上の国産自動車と一般に販売されている未使用のもの。 対象車に対する補助金の交付は、同年度中に1台とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。	補助金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。 (1) 個人の場合は、市内に1年以上在住する者。法人の場合は、市内に1年以上事業所又は事務所を有する者。(割賦販売契約等により車両購入する場合にあっては、販売者等が当該車両の所有権を留保する場合は、当該車両の使用は対象外とする。) (2) 市内に保管場所がある者 (3) 市税に滞納がない者 (4) 購入後、使用状況の調査等に協力ができる者 (5) 使用する電気自動車には、市が定める表示ができる者	補助金の額は、国の補助金相当額の2分の1以内の額とする。 補助金の額は、15万円を上限とする。

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
福岡県	西海市	西海市地球温暖化防止対策導入支援事業補助金	補助金の対象となる「電気自動車充電器設備」とは、次の各号に定める要件を満たすものとする。 (1) 「電気自動車充電器設備(普通充電器)」とは、一般家庭用電源と同じ交流電源で電気自動車等に充電するための設備をいい、国産で一般に販売されている未使用のもの (2) 「電気自動車充電器設備(急速充電器)」とは、一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に適合する充電設備)であって、電気自動車に充電するための設備(充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限り、機器本体以外の部分を除く。)で、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上のものをいい、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金を受けられる国産で一般に販売されている未使用のもの 対象設備に対する補助金の交付は、同年度中に1設備とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。	補助金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。 (1) 個人の場合は、市内に1年以上在住する者。法人の場合は、市内に1年以上事業所又は事務所を有する者 (2) 市税の滞納がない者	補助金の額は、次に掲げる額とし、太陽光発電設備で発電した電力を活用する施設は、更に1万円を上乗せする。 (1) 普通充電器は、充電設備機器本体のみの金額(消費税を抜いた額をいう。)の10分の1以内の額とする。この場合において、補助金の額の上限額は、3万円とする。 (2) 急速充電器は、国の補助金相当額の10分の1以内の額とする。この場合において、補助金の額の上限額は、9万円とする。
		鹿児島県屋久島電気自動車普及促進支援事業補助金	電気自動車の導入・リース (1) 電池によって駆動される電動機を原動機とすること。 (2) 初度登録前のものであること。 (3) 自動車検査証に記載される所有者又は使用者の氏名若しくは名称が補助事業者であること。 (4) 屋久島内に使用の本拠を設定し、屋久島でのみ使用するものであること。 (5) リース事業者にあつては、県からの補助金相当額分を反映した貸与料金の設定がなされていること。	(1) 屋久島に居住している個人 (2) 屋久島に事業所を有している法人及び個人事業者 (3) (1),(2)に該当する者に電気自動車を貸与するリース事業者	(1) 電気自動車 電気自動車車輻本体価格－ガソリン車車輻本体価格－国の補助金額(上限額100万円/台) (2) 超小型電気自動車 国の補助金と同額
鹿児島県	鹿児島市	電気自動車普及促進事業補助金	新たに購入する乗車定員4人以上の電気自動車(新車に限る)	自ら使用する目的で購入し、補助金交付申請日及び交付日に鹿児島市内に住所を有している個人又は事業所を有し、当該車両の使用の本拠を市内に置く法人で市税を滞納していないこと。	電気自動車1台につき15万円 ※個人または法人につき、一年度に1台の補助
		環境対応車普及促進対策事業補助金	新たに購入又はリースする天然ガスタック、ハイブリッドトラック(新車に限る)	自ら使用する目的で購入し、補助金交付申請日及び交付日に鹿児島市内に事業所を有し、当該車両の使用の本拠を市内に置く法人(民間に限る)又は個人事業者で市税を滞納していないこと。	環境対応車1台につき10万円 ※事業者につき、一年度に5台を限度
	薩摩川内市	地球にやさしい環境整備事業補助金	●クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金に応募し、採択事業者から補助金の交付確定通知書を受領したもので、超小型モビリティ、乗車定員4人以上である初年度登録した電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車 ●電気自動車等充電設備であつて、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の補助事業者が実施する補助事業の対象となっているもの	薩摩川内市に住所を有する方 薩摩川内市に事務所を有する法人又は個人事業者	●プラグインハイブリッド自動車又は電気自動車 国の補助額の1/3の額(1,000円未満切捨て)で、上限額30万円 ●超小型モビリティ 国補助金の額と同額、上限7万円 対象設備1基につき充電器本体購入費及び設置工事費等に係る経費の1/3の額(1,000円未満切捨て)で、急速充電器は50万円、普通充電器は15万円を限度
		霧島市	霧島市低公害車導入費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程により補助を受けて購入した電気自動車・プラグインハイブリッド自動車で、使用の本拠の位置が当市内にあること。	本市に住所を有する個人、法人等で本市に住所を有する者(住所を有することになった日から1年以上住民であること)

●融資制度

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
北海道	中小企業総合振興資金 (ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付 (政策サポート))	環境への負荷を低減させる施設等 (次世代自動車、低公害車、燃料 供給施設等)を導入するための事 業資金	道内の中小企業者等	融資限度額 1億円 融資利率 ・固定金利 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8% ・変動金利 1.2%(※) (※融資期間3年超の場合に限る) 融資期間 10年以内 (うち据置1年以内) 資金使途 事業資金
北海道	苫小牧市	中小企業環境保全施設資金	低公害車(電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、LPガス車等)の導入経費及びその燃料供給施設設置経費	市内中小企業者 ○設備資金・移転資金 1件3,000万円以内 融資利率 年1.1% 融資期間 10年以内 (据置1年以内) ○低公害車導入資金 1企業2,000万円以内 融資利率 年1.1% 融資期間 10年以内 (据置1年以内)
	旭川市	旭川市中小企業振興資金 「経営革新・販路拡大等 支援融資」	省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減させる施設等を導入するための事業資金 (例:低公害車の導入、燃料供給施設の設置)	市内の中小企業者等 融資限度額 2,000万円 融資利率 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.2% 融資期間 7年以内 (据置1年以内) 信用保証料補助 50% 利子補給 年1.0%相当額
宮城県	環境安全管理対策資金	宮城県内に事業所を有する中小企業者等	自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため事業用の低公害車を購入又はディーゼル微粒子除去装置等を導入する者	融資利率 年2.0% 融資限度額 5,000万円 融資期間 7年以内 (うち据置1年以内) 土地等10年以内 (うち据置1年以内)
宮城県	仙台市	地域産業活性化融資 (環境保全促進資金)	①事業用の電気自動車等の低公害車の導入 ②ディーゼル車の排出ガスによる大気汚染の防止を図るための装置の装着	中小企業者及び事業協働組合 融資限度額 1億円 利率 1.0% 返済期間 12年以内
福島県	福島県環境創造資金融資制度	①低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車)(新車購入に限る。) ②電気自動車用充電設備、天然ガス自動車用燃料供給設備、メタノール自動車用燃料供給設備 ③ディーゼル車に対するディーゼル微粒子除去装置の装着 ④その他知事が特に必要と認める施設	①県内に工場又は事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる ②中小企業者、組合又は農業を営む方であって ③自己資金のみでは、環境保全施設等の整備などの環境保全対策を行うことが困難であると認められる方	融資額 3,000万円以内 利率 年1.3% 融資期間 7年以内 (融資を受けてから1年間の据置期間を含む。) 返済方法 元金均等の年賦又は月賦返済
茨城県	環境保全施設資金融資制度	低公害車の導入	中小企業者 (県内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資限度額 2,500万円 融資利率 年2.3~2.5% (*信用保証付き:年1.8~2.0%) 利子補給 無し 融資期間 7年以内
栃木県	環境保全資金	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車 等 上記に係る燃料等供給設備(ガソリン、ディーゼル、LPガスを除く)	中小企業者又は中小企業団体で、知事が融資を必要と認めたもの	融資利率 1.6% 融資限度額 所要経費の90%以内、100万円以上1億円以下 融資期間 融資額が1,000万円以上の場合 10年以内 融資額が1,000万円未満の場合 7年以内
栃木県	宇都宮市	環境保全対策資金	低公害車の購入(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車及びクリーンディーゼル自動車)又は低公害車用燃料供給設備の整備	市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業又は中小企業者の事業共同組合等で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。 融資利率:年利1.5% 融資限度額:1企業又は1組合等につき3,000万円 融資期間:10年以内
群馬県	群馬県環境生活保全創造資金 (低公害車導入整備資金)	電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車又は低公害車用燃料供給設備	県内に工場若しくは事業所等を有する中小企業者及び中小企業団体で県税を完納している者のうち、自己資金によっては資金の調達が困難な者。(ただし、低公害車の購入については、環境GS企業に限る。)	融資利率:保証付き責任共有制度対象外年1.5%以内 保証付き責任共有制度対象年1.6%以内 保証なし年1.9%以内 融資限度額:1億円 融資期間:10年(うち据置1年)以内

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
群馬県	高崎市	環境改善資金	事業用低公害車（天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車など） 購入資金（乗用車を除く。）	中小企業者（個人・会社） 中小企業団体（法人格のある方）	融資限度額 ・設備資金1億円 ・運転資金2,000万円（両資金あわせて1億円） 融資利率 ・年1.3%以内（信用保証付は0.9%以内） 融資期間 ・設備資金10年以内（融資後2年以内据置可） ・運転資金8年以内（融資後2年以内据置可）
埼玉県		埼玉県環境みらい資金融資	①電気自動車用急速充電設備の設置 ②天然ガス自動車用充電設備の設置	県内で保証対象業務を営む中小企業者、個人事業主、中小企業組合、大企業	【融資限度額】 1億5,000万円 (10万円以上・10万円未満切り捨て) 【融資利率】 年0.50% (0.20%) 以内・固定金利 ※ () 内は信用保証を付した場合 【返済期間】 融資額が3,000万円超の場合：10年以内（大企業は7年以内） 融資額が3,000万円以内の場合：7年以内
千葉県		環境保全資金 (中小企業振興資金)	ア：低公害車（低排出ガス認定の貨物車・バス・乗用車・電気自動車等）の導入 イ：低公害車用燃料等（電気、天然ガス等）供給設備の設置 ウ：粒子状物質減少装置の装着 エ：エコドライブ管理装置の設置	中小企業者等の方であって、環境保全に資するものとして県が認定した事業に要する資金を必要とする方。	【融資利率】 年1.6%～年2.2% 【融資限度額】 5千万円以内 【償還方法】 割賦償還（据置期間1年以内）
千葉県	千葉市	環境経営応援資金	1 低公害車の購入 2 低公害車用燃料等供給施設の設置	中小企業者で下記条件のいずれかを満たす者 (1)「千葉市地球環境保全協定」又は「環境の保全に関する協定」を締結し、所定の計画書を提出している者 (2)ISO14000、エコアクション21、エコステージ、KES、グリーン経営認証のいずれかの認証を取得している者 (3)市が環境改善に資すると認める設備を導入するための資金を必要とする者	【融資利率】 1年以内 年1.6%以内 3年以内 年1.8%以内 5年以内 年2.0%以内 7年以内 年2.3%以内 10年以内 年2.5%以内 15年以内 年2.7%以内 【融資限度額】 2億円 【融資期間】 設備 15年以内（据置1年以内） 【利子補給率】 年1.1%
東京都		東京都環境保全資金融資 あっせん	指定低公害・低燃費車への買換え	都内に事務所を有する中小企業、個人事業者	・融資利率：受付時の長期プライムレート以内 ・融資限度額：1億円/1企業 ・融資期間：7年以内 ・補助率 利子補助：1/2 信用保証料補助：2/3
東京都		東京都環境保全資金融資 あっせん	指定低公害・低燃費車への買換え	都内に事務所を有する中小企業、個人事業者	・融資利率：受付時の長期プライムレート以内 ・融資限度額：1億円/1企業 ・融資期間：7年以内 ・補助率 利子補助：1/2 信用保証料補助：2/3
東京都	千代田区	地球温暖化・環境対策特別資金	・運行規制をうけるディーゼル社から低公害車への買替 ・プラグインハイブリッド車・電気自動車の導入	区内に本店登記（法人）または主たる事業所（個人）を有しており、区内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者。事業税・住民税を完納していること。東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。	融資限度額：1,000万円 名目利率：2.2% 利子補給率：1.8%（代表者が区民） 0.7%（一般） 本人負担率：0.4%（代表者が区民） 1.5%（一般） 融資期間：7年以内 (据置期間12ヶ月以内) 返済期間：元金均等割賦返済 保証料補助：全額補助 (代表者が区民のみ)
東京都	中央区	中央区商工業融資 設備 資金（公害）	低公害車の導入・アスベスト除去等公害防止にかかる設備資金	中央区内の同一場所で同一事業を営んでいる中小企業者・法人の場合は中央区に登記のある中小企業者・税金を滞納していないこと・保証協会の対象業種。該当の事業者が公害防止設備を導入する場合	借受人融資利率： 年0.4%（※0.3%）、限度額3,000万円、返済期間9年以内（据置6か月を含む）、保証料補助全額 ※中央区版二酸化炭素排出抑制システム認証取得事業所等、優遇利率適用事務所に対して負担利率を軽減
	港区	環境対策融資	①東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両等（乗用車は対象外） ②急速充電設備・普通速充電設備設置費用	中小企業者	融資限度額：2,000万円以内 本人負担額：0.1% 貸付期間：7年以内

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等	
東京都	新宿区	環境保全資金	東京都指定の低公害・低燃費車購入のための設備資金	区内中小企業者 融資限度額 500万円 融資利率 年2.1%以下 利子補給 年1.4%以下 借受者負担金利 年0.7%以下 融資期間 5年以内 (うち据置期間6か月以内)	
	文京区	地球温暖化等環境対策資金	東京都の指定する低公害車の購入、既成の自動車に東京都の指定する公害を防止する設備を設置	区内事業者(条件あり) 融資限度額:1500万円(代表者が区民の場合1800万円) 契約利率:年1.9% 利子補給:年1.5% 実質利率:年0.4% 返済期間:84か月(7年)以内 元金据置6か月以内を含む	
	台東区	環境改善資金	「九都県市指定公害車」に認定された事業用エコカーの購入または買い替え	長期事業資金対象者 ※区内に主たる事業所を有する(法人は営業の本拠かつ本店登記)こと、区内で1年以上、同一場所で同一事業を営んでおり、今後も区内で事業を続けること。信用保証協会の対象業種であること。所得税(法人税)、事業税等を完納していること。 ・融資限度額 1,500万 ・融資利率 2.2%以内 ・利子補助 1.9%以内(信用保証料 全額補助) ・返済期間 700万円以内 7年以内(内据置12か月以内) 700万超 9年以内(内据置12か月以内)	
	江東区	環境保全対策資金	(1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド・プラグインハイブリッド自動車 (4)東京都指定公害車であること。(中古車を除く)	中小企業(事業者・個人) 融資額1,250万円以内 年利2.1%のうち本人負担1.0%(区補助1.1%) 信用保証料補助 返済期間は6年以内(措置期間12ヶ月を含む)	
	品川区	品川区融資あつ旋環境対策資金	低公害車の導入	区内中小企業者および個人事業者 融資限度額 1,500万円 融資利率 年 1.9% 利子補給 年 1.6% 借受者負担金利 年 0.3% 融資期間(うち据置月数) 7年以内(6か月) 保証料補助率 2/3	
	目黒区	中小企業資金融資	融資あつせん申込日に、九都県市あおぞらネットワーク指定する低公害車の購入(中古は対象外)	区内中小企業者(条件あり)	融資限度額 2,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 0.8% 借受者負担金利 1.0%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
		小規模企業資金融資			融資限度額 1,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.4% 借受者負担金利 0.4%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
		小口零細企業資金融資			融資限度額 1,250万円以内(信用保証協会の保証付融資の残高を合わせて1,250万円の範囲内) 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.4% 借受者負担金利 0.4%以内 融資期間 7年以内(措置1年含む)
		工業近代化資金融資	自動車Nox・PM法の規制対象ディーゼル車(乗用車を除く)の低公害車への買換え		融資限度額 3,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.1% 借受者負担金利 0.7%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
	大田区	大田区中小企業融資あつせん制度「公害防止資金」	排ガス規制の対象となるディーゼル車の改修及び買換え(車両保管場所が区内であること、自動車検査証にNox・PM対策地域内での使用制限が記載されていること。改修の場合は都条例の規制に適合するための装置の設置費用。中古車の買換えは対象外。)	大田区内に住所(法人の場合は登記上の本店所在地)または主たる事業所を1年以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること)等	融資限度額 1,500万円 融資利率(上限) 年2.00% 利子補給 3分の2 借受者負担金利(上限) 年0.6% 信用保証料補助 全額 返済期間 5年以内 ※直接貸付ではなく金融機関へのあつせん
	世田谷区	世田谷区 中小企業融資あつせん制度 省エネルギー対策資金	エコカー(EV車・ハイブリッド車・LPG車・CNG車) 9都県市あおぞらネットワーク指定公害車(EV車と合わせて購入・設置する充電設備を含む)	区内中小企業者(法人、個人) ※条件、審査あり	限度額:2,000万円以内 融資利率:年2.2% 本人負担:年0.3% 利子補給:年1.9% 返済期間:7年以内(据置6か月以内を含む)
	渋谷区	渋谷区中小企業事業資金融資あつせん制度(低公害車特別資金)	東京都指定低公害車(電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車、低排出ガス認定車、国の排出ガス最新規制に適合したディーゼル車等)の購入資金	区内に主たる事業所及び本店の登記を有し、区内で同一事業を一年以上営んでいる法人又は個人。ただし区内に引続き一年以上住所を有し、区外に事業所を有する個人事業者を含む。	融資限度額:1,000万円以内 融資利率:年1.7% 利子補給:年1.3% 借受人負担金利:年0.4% 返済期間:7年以内 ※営業に供するための自家用自動車は、400万円を限度とする。(ただし、原則として建設業・運輸業の事業用車輛は除く。)

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等	
東京都	荒川区	荒川区中小企業融資制度 (環境保全対策融資)	低公害車の購入に要する経費	中小企業者 融資限度額 1,500万円 融資利率 年利 1.9% (本人負担0.9 区負担1.0) 信用保証料 区全額負担 返済期間 7年以内	
	練馬区	地球温暖化等 環境対策特別貸付	低公害車 (1) 電気自動車 (2) 天然ガス自動車 (3) ハイブリッド車 (4) 九都市県あおぞらネットワークで指定する低公害車 (5) 燃料電池車	区内中小企業者 個人事業者 利用者負担金利 0.2% 貸付限度額 設備500万円 貸付期間 7年以内(据置期間6か月以内を含む) ※営業用普通車両の設備資金上限は250万円。 ※個人タクシーの車両購入の設備資金上限は400万円。貸付期間は4年以内。 信用保証料に対する補助については、支払った信用保険料の半分を区が補助する。	
	葛飾区	環境・省エネルギー対策 資金融資	低公害車の導入資金 ●東京都指定低公害車の購入費(買換に限る) ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車など ●上記車両用の燃料供給設備の導入費(供給燃料は、電気・天然ガス・メタノールに限る。)	区内に事務所を有し、1年以上同一場所で事業を営んでいる中小企業、個人事業者	・融資利率:2.1% ・融資限度額:2,000万円 3,5,7ナンバーの車両(タクシーは除く)は1台につき500万円が融資申込額の上限。 ・融資期間:8年以内 ・補助率 利子補給:1.6% 信用保証料補助:30万円
	江戸川区	経営向上資金融資	営業用車両(いわゆる緑ナンバー)又は貨物車、事業用特殊車両(1、4、8、9ナンバー)であり、東京都が指定する特定低公害・低燃費車等の導入経費 ※原則として、新車の購入が対象	区内に1年以上住所を有し、区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	融資限度額 8,000万円 融資期間 9年以内(据置1年以内) 融資利率 年2.0%以内 利子補給 年1.5%以内 [本人実質負担 年0.5%] 信用保証料補助 当該融資分を全額補助
	青梅市	青梅市中小企業振興資金等融資(設備資金)	D P F および車両購入	中小企業者および団体	設備資金の限度額2,000万円 設備期間10年以内 利率1.5%以内 利子補給0.6%以内
	小金井市	小金井市小口事業資金融資あっせん制度	地球温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のための、営業用の低公害車両の購入	市内中小企業者(法人、個人) ※条件あり。	限度額 : 200万円 融資利率 : 1.975% 利子補給 : 1.175% 借受人負担金利: 0.8% 融資期間 : 7年以内 *平成27年10月現在 *融資利率、利子補給、借受人負担金利は変動性 参照 URL : http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka/shiminbu/keizaiika/info/yuushiassen.html
	羽村市	中小企業環境配慮事業資金融資制度	ハイブリッド、クリーンディーゼル、天然ガス自動車、電気自動車、燃料電池自動車	中小企業基本法における中小企業者	限度額1,000万円、償還期間7年(84回)以内<据置6ヶ月含む>、償還方法元金均等月賦返済、利率1.6%(本人負担0.64%)、利子補給 年利0.96%
神奈川県	神奈川県中小企業制度融資 フロンティア資金	①最新規制適合車への買換え、九都市県指定低公害車の購入 ②電気自動車や燃料電池自動車及び電気自動車の充電設備	県内で原則1年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は協同組合等	融資利率 年2.1%以内(固定) 融資限度額 8000万円(協同組合等は1億2000万円) 融資期間 設備資金:1年超10年以内	
神奈川県	横浜市	横浜市中企業融資制度 環境・エネルギー対策資金	九都市県指定低公害自動車の新車購入	中小企業者又は協同組合 融資利率:年2.1%以内 融資額:2億円以内 融資期間:10年以内	
	川崎市	川崎市公害防止資金融資制度(低公害自動車購入資金融資)	九都市県指定低公害車指定制度により指定された自動車(ただし、乗用車及び軽貨物車を除く事業用車に限る。)	中小企業者又は協同組合 融資限度額 会社、個人 5,000万円以内 協同組合 1億円以内 融資利率 融資実行時の長期プライムレート+0.1% 利子補給 融資利率の1/2相当額を補給 融資期間 300万円以下の場合は 3年以内 300万円を超える場合は 5年以内 *ただし、1年以内の据置期間を含む。	
	平塚市	平塚市中企業融資制度 (地球温暖化対策資金)	四輪以上で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの(新車に限る)	商工業を営む中小企業者 利率:2.3% 限度額:5,000万円 期間:10年以内	

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
神奈川県	伊勢原市	環境対策資金融資制度	電気自動車等低公害車	中小企業	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 2千万円 融資比率 1.8%以内(保証付きの場合は1.5%以内) 融資期間 5年以内(うち据置期間6か月以内) 返済方法 割賦返済
	綾瀬市	綾瀬市中小企業融資制度 経営安定資金【環境保全型】	<ul style="list-style-type: none"> 自動車Nox・PM法施行令第4条に規定する指定自動車のうち最新規制に適合する車両の購入 九都県市指定低公害車の購入 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下、又は従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の会社及び個人 市税を完納しており、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(個人の場合は市内に1年以上居住している)こと 	融資限度額 3千万円 融資利率 年1.9%以内 返済期間 7年以内 返済方法 割賦返済(据置期間6ヶ月以内) 補助制度 保証料の1/2以内(限度額は10万円) + 支払利子の1/2以内(24ヶ月以内)
新潟県		新潟県環境保全資金融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の購入 電気自動車等に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充填する施設、メタノール自動車にメタノール又はその混合物を充填する施設の設置 	県内の中小企業者である法人又は個人	利率：1.65～2.15% 限度額：2,000万円以内 機関：6年以内
新潟県	新潟市	新潟市あんしん未来資金・地球環境保全資金	①低公害車の導入(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車又は電動式フォークリフト) ②燃料供給施設の設置(電気自動車等に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充てんする施設及びメタノール自動車にメタノール又はその化合物を充てんする施設)	中小企業者等	融資限度額 5,000万円 融資利率 <ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会の保証付き <ul style="list-style-type: none"> 5年以内 年1.45% 5年超 年1.65% その他 <ul style="list-style-type: none"> 5年以内 年1.95% 5年超 年2.15% 利子補給 年1.0% 融資期間 <ul style="list-style-type: none"> 1,000万円以内 10年以内 1,000万円超 15年以内
富山県		富山県立山環境配慮バス購入資金融資制度	自動車NOx・PM法の基準に適合する定員11人以上のバス又は電気バス	立山有料道路等においてバスを運行する県内のバス事業者	【融資利率】 年1.15%以内 【融資限度】 1事業者あたり5千万円以内 【償還期限】 7年以内(うち据置期間1年以内)
		富山県中小企業環境施設整備資金融資制度	低公害車の購入に要する資金	県内に工場又は事業所を有し、事業を営む中小企業者に該当する者	【融資利率】 1.15%以内 【融資限度額】 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者 3千万円以内 団体 5千万円以内 【償還期間】 7年以内
石川県		石川県地球温暖化対策支援融資制度	営業車輛への低公害車、ハイブリッド自動車、ハイブリッドトラックの導入など	環境マネジメントシステムに取り組んでいる者であって、1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体	融資限度額 5千万円 融資利率 年1.60%(1.20%) 融資期間 10年以内 保証料率 年0.33%～1.35% ※()は付保ありの数字であり、別途、保証料率が加算される
石川県	金沢市	金沢市地球温暖化対策資金融資制度	低公害車の導入及びその燃料供給施設の整備	市内中小企業者又は組合	融資限度額 2千万円 融資利率 低利固定金利 年1.40% 償還期間 10年以内 償還方法 元金均等償還
福井県	福井市	福井市中小企業者等融資制度「省エネ・創エネ等促進資金」	経営の効率化に資する次の1,2のいずれかの設備を導入するための事業資金 1.エネルギー(燃料・熱・電気)で稼働する設備 2.エネルギー(燃料・熱・電気)を創る設備 (例：低燃費車の導入、エネルギー効率の良い設備への交換など)	市内の中小企業者等	融資限度額 2,500万円以内 融資期間 10年以内(据置1年以内) 融資利率 保証付1.30%、保証なし1.60% 利子補給 最初の1年間 1/2補助 保証料補給 全額補給
山梨県		環境対策融資	低排出ガス車に認定された自動車の購入、粒子状物質減少装置の整備に要する資金	中小企業者等	年利：責任共有 2.0% 貸付限度額：5,000万円 償還期間(据置期間)：7年(1年)
長野県	飯田市	新エネルギー・省エネルギー対策資金	電気自動車 メタノール自動車 圧縮天然ガス自動車 ハイブリッド自動車	中小企業者	貸付利率：年1.5% 貸付限度額：5,000万円以内 貸付期間：10年以内 据置期間：24ヶ月以内
岐阜県		岐阜県中小企業資金融資制度 新エネルギー等支援資金	「低燃費かつ低排出ガス認定車」及び「低公害車(CNG、HV、PHV、EV、燃料電池、水素自動車をいう)」など及びそれらに係る燃料供給設備(充電、ガス充填設備に限る)	県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合	融資利率：年1.3%(償還期間が10年超の場合は1.7%) 融資限度額：運転資金：4,000万円、設備資金1億円 融資期間：運転資金：7年以内、設備資金：15年以内 利子補給：なし 保証料補給：年0.0%～0.9%の範囲で補給

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
愛知県		経済環境適応資金	環境負荷低減設備	中小企業者	融資限度額 1億5000万円 融資期間・利率 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年 年1.8%
愛知県	名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	①電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車及びクリーンディーゼル自動車の購入、充電・充墳設備の設置等 ②ディーゼル貨物自動車等の最新排ガス規制適合車への買い換え ③国土交通省等が策定した規定等で指定する低騒音型建設機械等への買い換え	(1)市内中小企業者 (2)市内中小企業団体	融資利率 年1.6% 融資限度額 (1)1年度3,000万円 (2)6,000万円 ※①について、ハイブリッド自動車(ガソリン乗用車)及びクリーンディーゼル自動車については1台あたり上限300万円、それ以外の自動車については1台あたり上限500万円 融資期間 7年以内 (据置期間1年以内) 利子補給 支払利子額の①は全額、②③は半額
	岡崎市	岡崎市環境対策資金融資あっせん利子補給補助金制度	低燃費車の購入(ただし、HVはトラックのみ。乗用車は対象外とする。)	県内に事業所を有し、市内において導入する中小企業者	融資あっせん限度額 1千万円 融資利率 年1.06% 返済期間 7年以内 補助金 当該融資期間内に支払う利子相当額
三重県		三重県中小企業融資制度「環境・防災対策等促進資金融資」	①自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え ②長期規制車を廃車し、ポスト新長期規制車へ買い換え ③使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ④自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車とするNOx・PM低減装置の装着 ⑤低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車)の購入	中小企業者及び組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 年1.60% (協会の保証を付さない場合は、1.65%) 貸付期間 7年以内 (据置1年含む)
滋賀県	大津市	大津市公害防止、環境保全施設整備等資金の貸付制度	低公害車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド車、その他排出ガスの排出量が相程度少ないと市長が認める自動車)の購入	中小事業者及び中小企業団体	【融資利率】 年1.6% 【融資限度額】 対象事業に要する経費の80%以内で、かつ1,000万円 【融資期間等】 1年の据置期間を含め貸付の日から10年以内 【その他】 連帯保証人2名を要し、かつ担保の提供または信用保証協会の保証が必要
京都府		経営発展支援融資(電気自動車等整備)	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車購入、充電設備整備	中小企業者・組合	【融資利率】 年2.2%(小規模企業者、小規模組合:年1.8%) 【融資限度額】 8千万円(中小企業者) 1億6千万円(組合) 【融資期間】 10年以内
京都府	舞鶴市	中小企業地球環境対策特別融資(略称:舞グリーン)	低公害車(事業用に限る)導入、※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	市内の中小企業者	【融資利率】 年1.6% 【融資限度額】 2,000万円 【融資期間】 10年以内

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
兵庫県	兵庫県地球環境保全資金 (最新規制適合車等購入資金)	次の(ア)から(ク)までに掲げる条件のいずれかを満たす貨物自動車、バス及び特種自動車又は(キ)から(ク)までに掲げる条件を満たす乗用車の購入に要する資金 ただし、購入車両と同等程度以上の車両総重量を有し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第12条に規定する窒素酸化物排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない現在所有する事業用の貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車を解体廃車することを条件とする。 (ア)車両総重量1.7トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 (イ)車両総重量1.7トン超2.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 (ウ)車両総重量2.5トン超の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 (エ)車両総重量3.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 (オ)車両総重量3.5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 (カ)車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 (キ)平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 (ク)平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 イ燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車の購入に要する資金	県内に工場等を有し、事業を営む次の中小企業者	融資利率 1.0% 融資限度額 1台毎に設定 融資期間 10年間(2年間据置可) 利子補給 なし
和歌山県	和歌山県中小企業一般融資振興対策資金(環境保全枠)	NOx・PM法排出基準適合車(乗用自動車除く)(非適合車からの買い替えに限る)	中小企業者	融資限度額: 5,000万円 融資利率: 年1.8%以内 (保証料別途) 融資期間: 10年以内
	安全・安心推進資金 (エネルギー政策推進枠)	1.クリーンエネルギー自動車用燃料供給施設、電気自動車用充電施設、天然ガス等燃料供給施設 2.クリーンエネルギー自動車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガスなど 3.自家発電装置、蓄電池 ※規模要件なし	中小企業者	融資限度額 設備資金1億円 融資利率 年1.2%以内 (保証料別途) 融資期間 設備資金10年以内
島根県	島根県環境資金	○事業の用に供する低公害車購入経費 ○低公害車用燃料供給施設・設備の設置・改善経費	県内企業(会社、中小企業者の組合及び個人事業者)	融資限度額: 2億円 融資利率: 年1.65%又は年1.50% 融資期間: 15年以内 償還方法: 2年以内据置き、元金均等月賦
岡山県	環境保全資金	・事業用ディーゼル自動車へのディーゼル微粒子除去装置(DPF)等の導入に必要な資金	環境保全を行う中小企業者又は組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 年2.00%以内(変動金利) 保証料率 年1.52~0.45% ※信用保証を付ける場合 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
	新エネルギー導入促進資金	・事業用のクリーンエネルギー自動車及び充電設備等の購入に必要な資金	新エネルギーの導入を行う中小企業者又は組合	融資限度額 1億円 融資利率 年2.00%以内(変動金利) 保証料率 年1.52~0.45% ※信用保証を付ける場合 融資期間 12年以内(うち据置2年以内)
広島県	広島市中小企業融資制度 環境保全資金(特別融資)	(ア)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車等の購入 (イ)最新排出ガス規制基準に適合しないディーゼル貨物自動車及びバスを廃車して、それと同程度以上の最大積載量の最新排出ガス規制基準適合車への買い替え	広島市内中小企業者	【融資限度額】 7,000万円 【融資利率】 年1.2%以下 【融資期間】 運転資金: 7年以内 (うち据置1年以内) 設備資金: 10年以内 (うち据置1年以内)
	福山市環境保全資金融資制度	・電気自動車 ・天然ガス自動車 ・燃料電池自動車	中小企業者 (市内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資限度額 2,000万円 利率 年1.70%以下 融資期間 7年以内 通常車両との差額で限度額以内とする。

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
山口県	山口県地球にやさしい環境づくり融資	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車）※新車に限る	個人	融資限度額 500万円 融資利率 年1.7% 償還期間 5年以内
徳島県	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度	電気自動車※1、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車※1、クリーンディーゼル自動車※1、燃料電池自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車※2 ※1 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車とは、経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助対象車とされている車両、又はこれらと同等以上の性能・品質であるものをいう。 ※2 低排出ガス認定かつ低燃費車とは、下記に該当するものをいう。 ●「低排出ガス車認定制度（平成17年度基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（☆☆☆☆）を受けているもので、かつ平成22年度燃費基準を+10%以上達成している自動車、又は平成27年度燃費基準を達成している自動車」 ●「低排出ガス車認定制度（平成17年度基準値）によりNOX及びPM10%低減レベル（☆☆）を受けているもので、かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車」 電気自動車充電設備※3及び燃料電池自動車水素供給設備※4の導入経費 ※3 経済産業省が実施する「次世代自動車充電インフラ整備補助金」の補助対象機種とされている充電設備、又はこれらと同等以上の性能・品質であるものをいう。 ※4 経済産業省が実施する「燃料電池自動車水素供給設備補助金」の補助対象とされている設備、又はこれらと同等以上の性能・品質であるものをいう。	以下の条件全て満たす者 ●中小企業者の方 ●県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでいる方 ●県税を滞納していない方	融資限度額：1億円 融資利率：1.9%以内 詳細については http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010112200159/ に記載
愛媛県	愛媛県環境保全資金融資制度	電気自動車、ハイブリッド自動車その他低燃費で汚染物質の排出量が低減されている自動車（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第78条第1項の製造事業者等の判断の基準に適合するもの又は窒素酸化物若しくは二酸化炭素の排出量がハイブリッド自動車と同程度以下のものに限る。）	県内に工場又は事業場を有する中小企業者等で6ヶ月以上継続して現事業を行っているもの	融資限度額 5000万円以内 融資期間 10年以内 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年1.70%
高知県	高知県中小企業等融資制度（事業環境整備促進融資（環境保全促進））	低公害車の導入	県内において指定事業を営む中小企業者	融資限度額 1億円 融資利率 年2.67%以内 融資期間 15年以内
福岡県	福岡県環境保全等施設整備資金融資制度	事業の用に供する低公害車の購入・最新規制適合車への買い替え（いずれも新車購入に限る） ①低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の新たな購入 ②使用中のディーゼル自動車（貨物自動車及びバス）の廃車に伴う代替車両として車両総重量が同程度の最新規制適合車への買い替え	以下の条件を満たす中小企業者又は中小企業団体 ①県内に工場又は事業所を有し現に事業を営んでいること ②県の事業税を滞納していないこと ③許認可等が必要な業種にあっては、その許認可等を取得していること	●融資限度額：1企業4,000万円以内 ●融資利率：年1.3% ●信用保証料率：年0.45～1.9%（割引制度あり） ●融資期間：10年以内（融資額1,000万円未満の場合は7年以内）
	福岡県エネルギー対策特別融資制度	●水素ステーション（燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。） ●その他水素ステーション等と同程度の効果を有すると知事が認めるもの	県内に事業所があり、現に事業を営んでいる中小企業者（個人、法人、組合）	●融資限度額：1億円以内（水素ステーションの場合は2億円以内） ●融資期間：10年以内（水素ステーションの場合は15年以内） ※据え置き期間は2年以内 ●融資利率：年1.2% （融資期間が10年超の場合は1.4%） ●保障利率：0.25%～1.62%

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
長崎県	長崎市	長崎市中企業工コ資金	低公害車（燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車含む。）、クリーンディーゼル自動車）の購入	市内中小企業者 (市内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資限度額 2,000万円 融資利率 年1.40% (固定) 融資期間 10年以内 (据置1年以内) 信用保証料 市が全額補助
熊本県		熊本県中小企業融資制度 (うち経営革新等支援資金)	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車の充電施設を設置する者又は設置工事に必要な設備の導入を行う者 電気自動車を導入する者 	熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 利率 固定 年2.10%以内 保証料率 0.25~1.70% 融資限度額 1企業 5,000万円 融資期間 10年以内
熊本県	熊本市	熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度	電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車、電気自動車用充電システム、燃料電池自動車用酸素供給システム	熊本市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者	融資限度額：1,000万円以内 融資期間：10年以内 融資利率：固定 年1.90%以内 保証料率：年0.45%~1.90% 市から2分の1補給
	水俣市	水俣市「くまもとグリーン保証制度」利活用促進補助金制度	低排出ガス社用車（ハイブリッド・クリーンディーゼル・電気等）	熊本県信用保証協会の「くまもとグリーン保証制度」の範囲内で、市内金融機関から融資の決定を受け、市内に事業所を有し、市税を滞納していない市内中小企業者。	年1.9%以内・8,000万円以内・10年以内 保証料及び3年分の利子全額補給
鹿児島県		産業おこし応援資金	融資対象者における設備資金	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、自動車関連産業、環境・新エネルギー産業等における取引の拡大等を図ろうとするもの	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 15,000万円 融資利率 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超10年以内 年2.7% 10年超 変動金利 融資期間 設備資金 15年以内 (据置36月以内) 保証料率 年0.13~1.58%
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市中小企業融資制度 (うち環境配慮促進資金)	事業用ハイブリッド自動車、天然ガス自動車又は電気自動車の購入	市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 3,000万円 融資利率 <ul style="list-style-type: none"> 1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.35% 7年超 年2.45% 融資期間 運転7年以内 (1年据置含) 設備10年以内 (1年据置含) 保証料率 年0.45~1.90% 保証料補助 5分の4

●税制特例措置

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
栃木県	小山市	軽自動車税	100%電気駆動の車両	電気自動車の所有者	全額免税 (H23~27)
東京都		自動車取得税	燃料電池自動車 (水素を燃料とするもの)、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	【燃料電池自動車】 平成21年度から平成32年度までに新車新規登録した場合について、自動車取得税を課税免除。 【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 平成21年度から平成27年度までに新車新規登録した場合について、自動車取得税を課税免除。
		自動車税	燃料電池自動車 (水素を燃料とするもの)、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	【燃料電池自動車】 平成21年度から平成32年度までに新車新規登録した場合について、新車新規登録時の自動車税及び翌年度から5年度分の自動車税を課税免除。 【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 平成21年度から平成27年度までに新車新規登録した場合について、新車新規登録時の自動車税及び翌年度から5年度分の自動車税を課税免除。
神奈川県	平塚市	軽自動車税	軽自動車税の対象のうち、電気を動力とする車種で、平成23年4月1日から平成27年4月1日までに登録されたもの (小型特殊自動車を除く)	平成23年4月1日以降に新規登録されたもの	軽減率：全額免除 適用期間：平成23年度から27年度までの5年間
	大和市	軽自動車税	電気を動力とする車種	平成21年4月1日現在において登録されているもの及び平成21年4月以降に新規登録されたもの	・全額 (100%) 減免 ・減免期間は平成21年度から平成27年度まで
	伊勢原市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車等	個人及び法人	・免税 ・毎年申請を要する ・平成27年度までの措置
	綾瀬市	軽自動車税	電気自動車 (軽自動車税)	電気自動車 (軽自動車) を導入するもの	軽減率：100% 適応期間：平成23年~27年の5年間
	大磯町	軽自動車税	電気自動車 (軽自動車)	電気自動車 (軽自動車) を導入するもの	減免額：軽自動車税の全額 減免期間：平成26年度から2年間
	大井町	軽自動車税	電気自動車 (原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車のうち電気を動力源とするもの)	個人、法人 (いずれも1年以上町内に在住しているもの)	電気自動車にかかる軽自動車税の全額免除。免除期間は平成23年度課税分から5年間。
	松田町	軽自動車税	所有者	電気自動車 (軽自動車) を導入する者	減免額：100%免除 適用期間：平成23年度から5年間 (平成27年度まで)
	箱根町	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車のうち、電気を動力源とするもの。 ※ただし、小型特殊自動車は除く	対象車両を導入するもの (既購入者を含む)	軽減率：100%免除 適用期間：平成28年度 (平成28年4月1日登録分) まで 免除期間：初年度登録時より3年間
	真鶴町	軽自動車税	電気自動車	所有者	減免 (平成27年度まで)
	湯河原町	軽自動車税	電気のみを原動力とする軽自動車等	対象車両に係る軽自動車税の納税義務者 (個人・法人)	軽減率：全額免除 措置期間：平成26年度~平成30年度 (毎年度申請が必要)
	清川村	軽自動車税	電気自動車 ※電気のみを動力とする原付、軽自動車及び二輪の小型自動車	電気自動車を所有する個人及び事業者	軽減率：100%免除 適用期間：平成27年度から平成31年度 (毎年申請が必要)
新潟県		自動車税	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録 (中古車は除く) された電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	新車新規登録年度のみ 電気自動車：全額免除 プラグインハイブリッド自動車：おおむね50%免除
		自動車取得税	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録 (検査) された電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	電気自動車：全額免除 プラグインハイブリッド自動車：おおむね50%免除
新潟県	柏崎市	軽自動車税	新規検査を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	納税義務者	新規検査を受けた年度の翌年度 (4月1日の場合は当該年度) から 電気自動車：全額免除 プラグインハイブリッド自動車：半額免除

都道府県・市区町村名	特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
愛知県	自動車税	平成24年1月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月1日から平成24年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 平成24年度からの5年度分を全額免除 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年分を全額免除
愛知県	軽自動車税	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいもの	所有者	<p>グリーン化特例(平成28年度のみ)</p> <p>(1)電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年度排出ガス基準10%軽減) 新税率の75%軽減 【四輪以上】 乗用:(自家用)2,700円、(営業用)1,800円 貨物:(自家用)1,300円、(営業用)1,000円 【三輪】1,000円</p> <p>(2)乗用:★★★★かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物:★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車 新税率の50%軽減 【四輪以上】 乗用:(自家用)5,400円、(営業用)3,500円 貨物:(自家用)2,500円、(営業用)1,900円 【三輪】2,000円</p> <p>(3)乗用:★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車 貨物:★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 新税率の25%軽減 【四輪以上】 乗用:(自家用)8,100円、(営業用)5,200円 貨物:(自家用)3,800円、(営業用)2,900円 【三輪】3,000円</p> <p>※★★★★=平成17年度排出ガス基準75%低減 ※(2)、(3)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の車両に限る。 ※燃料基準の達成状況については、車検証の備考欄に記載されています。</p>
	電気軽自動車減税	減免対象となるのは、以下の要件を満たす軽自動車等 ①電気のみを動力源とする軽自動車(二輪車を除く)およびミニカーであること ②自ら使用する目的で新車登録された車両であること ③平成26年4月2日から平成29年3月31日までに新車登録されたものであること	個人、事業者	<p>①減免対象税目 軽自動車税</p> <p>②減免期間 新車登録後、初めて課税される年度から3か年全部(10/10)減免</p> <p>③減免割合</p>
愛知県	豊橋市			
	豊田市			
三重県	四日市市	電気のみを動力源とする軽自動車等	同左の納税義務者	軽減率:100%軽減 適用期間:平成23年度から平成27年度まで
京都府		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の取得(平成26年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録(検査)を受けた際の取得に限る)	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の取得者(売主が所有権を留保している場合は買主)	<p>【軽減率】 100%(課税免除)</p> <p>【適用期間】 初度登録時</p>
		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車(平成26年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録を受けたものに限る)	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の所有者(売主が所有権を留保している場合は買主)	<p>【軽減率】 約25%</p> <p>【適用期間】 初度登録の翌年度及び翌翌年度</p>
京都府	京都市	電気自動車(四輪以上の軽自動車)	所有者(ただし所有権留保の場合は使用者)	軽減率 全額免除 適用期間:平成22~27年度分(ただし、平成27年分については、平成26年4月2日から平成27年4月1日までに新規検査された車両に限る。)
広島県		平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録されたクリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準適合)	納税義務者	軽減率 通常の税額より概ね50%軽減 適用期間 新車新規登録の翌年度

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
福岡県		不動産取得税	グリーンアジア国際戦略総合特区の特定国際戦略事業として認定された水素ステーションに係る建物及びその敷地である土地	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 軽減率：課税免除 適用期間：対象となる建物に不動産取得税が課税される時期
長崎県	長崎市	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車等で、内燃機関を有するもの以外のもの	事業者及び個人	軽減率：全額減免 適用期間：1年間（毎年申請）
	大村市	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車	事業者及び個人 (納税義務者)	軽減率：全額 適用期間：申請時より1年間（毎年申請）
大分県	中津市	軽自動車税	以下に掲げる環境負荷の少ない軽自動車の取得 ①電気軽四輪自動車 ②可燃性天然ガスまたは液化石油ガス軽四輪自動車 ③メタノールまたはメタノールとメタノール以外のものとの混合物を燃料とする軽四輪自動車 ④ハイブリッド軽四輪自動車 ⑤プラグインハイブリッド軽四輪自動車 ⑥平成17年排出ガス基準75%以上を低減し、かつ、平成27年度燃費基準のプラス25%以上を達成している軽四輪自動車	左記車両の納税義務者	減免率100% (申請により最大2年度分減免) 適用期間 平成25年度から平成27年度課税分 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月2日～平成25年4月1日新車登録分、平成25、26年度課税分が減免対象 平成25年4月2日～平成26年4月1日新車登録分、平成26、27年度課税分が減免対象
宮崎県		自動車税	平成26年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録された電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、天然ガス自動車	納税義務者	税率を概ね50～75%軽減 (新車新規登録の翌年度1年間)